

大学機関別認証評価

自己評価書

令和7年6月

弘前大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
	領域2 内部質保証に関する基準	7
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	21
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	29
	領域5 学生の受入に関する基準	34
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	40
	基準の判断 総括表	40
	人文社会科学部	41
	人文社会科学研究科	54
	教育学部	68
	教育学研究科	82
	医学部	95
	医学研究科	109
	保健学研究科	123
	理工学部	138
	理工学研究科	152
	農学生命科学部	166
	農学生命科学研究科	180
	地域社会研究科	194
	地域共創科学研究科	208

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 弘前大学
 (2) 所在地 青森県弘前市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	人文社会科学部、教育学部、医学部（医学科、保健学科、心理支援科学科）、理工学部、農学生命科学部
大学院課程	人文社会科学研究科、教育学研究科、医学研究科、保健学研究科、理工学研究科、農学生命科学研究科、地域社会研究科、地域共創科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和7年5月1日現在）

学生数	学部6,013人、大学院1,049人
教員数	教員数：719人、助手数：46人

2 大学等の目的

本学の目的は、弘前大学学則及び弘前大学大学院学則に次のように定めている。

（学士課程）

弘前大学は、教育基本法第7条の規定に基づき、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者を育成することを目的とする。

（大学院課程）

弘前大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。

弘前大学の第4期中期目標においては、法人の基本的な目標を以下のように定めている。

法人の基本的な目標

（基本方針）

「世界に発信し、地域と共に創造する」をスローガンに掲げる弘前大学は、地域の「強み」でもある再生可能エネルギー、環境、被ばく医療及び食の4テーマを大学としての重点分野に位置付け、教育研究と地域連携を推進してきた。第3期中期目標期間にあつては、地域の特性に着目した研究成果に基づいたイノベーションの創出が実現したほか、教育研究、国際化及び管理運営面においても確実な成果を挙げることができた。第4期中期目標期間においても、地域のニーズや国の政策を的確に踏まえつつ、これまで積み重ねてきた本学の「強み」に更なる価値を創造することで、より一層地域の活性化に寄与し、地域社会全体の持続的発展を牽引することを基本方針とする。

新型コロナウイルス感染症を契機に起こった大きな社会変動を受け、地方創生の中核として、本学の特色ある世界水準の研究力を基盤とした社会変革・地域

創生を先導するイノベーションの創出と人材育成及び研究開発を推進する。

また、地域の「知」の拠点である本学の更なる発展を目指して、「特色ある地方国立大学」への転換を加速させる。そのために必要な教育・研究組織の再編・機能強化、少子化に向けた入試改革、学修者本位の教育改革及びポストコロナ時代の新たな国際化を推進する。

さらに、少子高齢化が進む地域の医療過疎の問題は我が国の地方創生を妨げる重要な課題でもあることから、高齢化が顕著な青森県において地域医療を担う本学が主体となって、各自治体と連携し、地方創生の基盤となる持続可能な新たな地域医療提供体制の構築を目指す。

以上の取組を実現するため、中長期的視点に立ち、学長のリーダーシップの下で、これまでの固定観念にとらわれない大胆かつ戦略的な経営・運営の改革を実行する。

3 特徴

本州最北端の青森県に立地する弘前大学は、昭和24年5月、青森師範学校、青森青年師範学校、旧制弘前高等学校、青森医学専門学校及び弘前医科大学を包括し、教育学部、文理学部、医学部を有する新制の国立大学として設置された。その後、幾度の改組により規模を大きくし、平成16年4月、5学部7研究科を有する「国立大学法人弘前大学」として新たにスタートした。さらに、平成22年以降、附置研究所として、「被ばく医療総合研究所」「地域戦略研究所」「グローバルWell-being総合研究所」が設置された。令和2年4月には医学部に「心理支援科学科」が、大学院に「地域共創科学研究科」が設置され、令和6年4月には大学院保健学研究科に「心理支援科学専攻」が設置され、現在は5学部8研究科体制となっている。

「被ばく医療総合研究所」は、放射線被ばく医療に関する基礎研究を推進しつつ、各学部、研究科等における教育の支援を行うほか、全国に存在する原子力関連施設や被ばく医療施設における健康管理や緊急被ばく事故に対応できる専門的人材の育成を行っている。東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、被災住民の線量測定に中心的な役割を果たすとともに、その過程で様々な学術的な情報発信も行ってきた。これら成果は国内外で高く評価され、本学は、平成27年8月26日に原子力規制委員会より原子力災害に対応する医療施設「高度被ばく医療支援センター」および「原子力災害医療・総合支援センター」に指定された。さらに、平成31年度からは「被ばく医療総合研究所」が共同利用・共同研究拠点「放射線環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点」として文部科学省に認定された。現在は、被ばく医療従事者の人材育成機能を拡充させるべく、放射線安全総合支援センター研修棟の建設に向けて準備を進めている。

「地域戦略研究所」は、エネルギーと食料を軸とした地域課題の解決へ向けた学術的研究や、研究成果の社会実装の推進を通じて、地域支援を行うことをミッションとしている。研究者と地域の方々と結びつけるハブとしての機能も兼ね備え、青森県内の自治体、企業と連携した研究活動も展開している。また、地域貢献活動を中心に据えつつ、グローバルな視点を重視し、国外の大学とも協定を締結し、国際感覚を持った人材を養成する環境を整備しているなど、教育・研究の両面で幅広く地域社会へ貢献している。

「グローバルWell-being総合研究所」は、本学が持つ強み・特色である超多項目健康ビッグデータを基にした研究等をさらに先鋭化し、グローバルWell-being研究における世界的な研究拠点を形成するために令和6年7月に設置された。本学は平成25年11月に採択された「革新的イノベーション創出プログラム（C01 STREAM）」、及び令和4年10月に採択された「共創の場形成支援プログラム（C01-NEXT）」において、「岩木健康増進プロジェクト健診（大規模住民健診）」等に取り組み、経済発展と健康寿命の延伸を両立したwell-beingな地域社会モデルの実現を目指してきた。本研究所はこれをさらに発展させ、令和7年1月に採択された「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」の本学における中心的組織となるものである。令和7年3月には本事業における産学官連携・共同研究の推進拠点となる「グローバルWell-being総合研究棟」が新設されており、今後、グローバルWell-being共創社会の実現に向け、異分野融合型総合知による世界トップレベルの研究を展開していく。

上記のように、本学は総合大学として、地域活性化の中核的拠点の役割を追求していくことを基本とし、「世界に発信し、地域と共に創造する」をモットーに、活力ある人材の育成に取り組んで多方面から高い評価を得ている。このような活気ある大学キャンパスで、約7,000人の学生は、地域の活性化を支える高い教養と幅広い知識を有する社会人を目指して日々勉学に励んでいる。令和3年6月には、全国紙などが実施する大学の就職力ランキングで、「採用を増やしたい大学」全国2位、翌年には「地域の活性化に貢献している大学」全国1位、「就職支援に熱心に取り組んでいる大学」全国2位にランクインするなど、研究や社会貢献のみならず、教育面においても全国的に高い評価を受けている。

本学は、地方における教育研究拠点としてのその役割を十分果たしていると自負するとともに、これに留まらず、今後もさらなる高みを目指して様々なことに取り組んでいく。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（医学部心理支援科学科）		
	1-1-1-02 基本計画書（人文社会科学研究科）		
	1-1-1-03 基本計画書（教育学研究科）		
	1-1-1-04 基本計画書（地域共創科学研究科）		
	1-1-1-05 基本計画書（保健学研究科心理支援科学専攻）		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
	・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 本学では、第3期中期目標・中期計画において、地域活性化の中核的拠点として本学の強みや特色を活かしつつ、社会の変化に対応できる教育研究組織づくりを進めることを掲げ、大学院の再編計画を進めた。その結果、令和2年度に、地域の課題解決等に重点を置いた領域融合的な教育研究体制の構築の一環として、地域共創科学研究科（修士課程）を設置し、既設の人文社会科学研究科及び教育学研究科の改組を実施した。また、心理支援職が圧倒的に不足している青森県において、本学の社会貢献機能（地域貢献）の強化を目指し、公認心理師の資格取得を前提とした心理支援専門職を養成するための学士課程として、令和2年度に医学部に心理支援科学科を設置した。さらにその学年進行後に、保健学研究科に心理支援科学専攻（修士課程）を設置し、学士課程から一貫した教育研究体制を整備した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	00 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則	第3条、第4条	
	1-3-1-02 弘前大学教員組織規程	第3条～第6条	
	1-3-1-03 国立大学法人弘前大学寄附講座及び寄附研究部門規程	第9条	
	1-3-1-04 国立大学法人弘前大学共同研究講座及び共同研究部門規程	第11条	
	1-3-1-05 国立大学法人弘前大学共創研究所及び共創研究部門規程	第11条	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則	第16条、第18条、第19条	再掲
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の運営規定等		
	1-3-2-01 弘前大学教授会通則		
	1-3-2-02 人文社会学部教授会規程		
	1-3-2-03 人文社会科学部研究科委員会規程		
	1-3-2-04 弘前大学教育学部教授会規程		
	1-3-2-05 弘前大学教育学研究科委員会規程		
	1-3-2-06 弘前大学医学部教授会規程		
	1-3-2-07 弘前大学医学部学科会議内規		
	1-3-2-08 弘前大学医学部学科間連絡会内規		
	1-3-2-09 弘前大学医学研究科教授会規程		
	1-3-2-10 弘前大学大学院保健学研究科教授会規程		
	1-3-2-11 弘前大学大学院保健学研究科に置く課程会議及び専攻会議内規		
	1-3-2-12 弘前大学理工学部教授会規程		
	1-3-2-13 理工学部・理工学研究科教授会の組織構成図		
	1-3-2-14 弘前大学大学院理工学研究科教授会規程		
	1-3-2-15 弘前大学農学生命科学部教授会規程【R4.10.1】		
1-3-2-16 弘前大学農学生命科学研究科委員会規程【R4.10.1】			
1-3-2-17 弘前大学大学院地域社会研究科教授会規程			
1-3-2-18 弘前大学大学院地域共創科学研究科教授会規程			

【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等		
	1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則	第52～59条	再掲
	1-3-3-01 事務組織図	p. 8	
	1-3-3-02 役員等一覧		
	1-3-3-03 教育研究評議会評議員名簿		
1-3-3-04 国立大学法人弘前大学教育委員会要項			
1-3-3-05 教育推進機構会議内規			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第3条～第6条、 第8条、第9条	
	[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第5条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第4条	
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第3条、別表第1	
	2-1-2-03 人文社会科学部研究推進・評価委員会要項		
	2-1-2-04 教育課程の内部質保証体制（教育学部）		
	2-1-2-05 弘前大学医学部医学科内部質保証に関する実施要項		
	2-1-2-06 弘前大学大学院保健学研究科自己評価委員会要項		
	2-1-2-07 弘前大学医学部保健学科・心理支援科学科合同学務委員会要項	第2条(9)	
	2-1-2-08 教育活動における自己点検評価に関する申合せ（保健学研究科）		
	2-1-2-09 弘前大学大学院医学研究科内部質保証に関する実施要項		
	2-1-2-10 弘前大学大学院保健学研究科保健学専攻学事委員会要項	第2条(6)	
	2-1-2-11 弘前大学大学院理工学研究科点検評価委員会内規		
	2-1-2-12 弘前大学農学生命科学部自己評価委員会申合せ【R7.4.1】		
	2-1-2-13 弘前大学大学院地域社会研究科運営委員会内規	第2条(4)	
	2-1-2-14 弘前大学大学院地域共創科学研究科運営・入学試験委員会内規	第3条(1)二	
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）			

<p>【分析項目2-1-3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	別表第1	再掲
	2-1-3-01 弘前大学保健管理センター規程		
	2-1-3-02 弘前大学附属図書館規程		
	2-1-3-03 弘前大学附属図書館運営委員会内規		
	2-1-3-04 弘前大学附属図書館図書選定委員会要項		
	2-1-3-05 弘前大学国際連携本部規程		
	2-1-3-06 弘前大学国際連携本部運営会議要項		
	2-1-3-07 弘前大学情報連携統括本部規程		
	1-3-3-05 教育推進機構会議内規		再掲
	1-3-3-04 国立大学法人弘前大学教育委員会要項		再掲
	2-1-3-08 教育推進機構規程		
	2-1-3-09 教育推進機構学生特別支援室要項		
	2-1-3-10 教育推進機構学生修学支援室要項		
	2-1-3-11 教育推進機構キャリアセンター要項		
	2-1-3-12 教育推進機構キャリアセンター会議内規		
	2-1-3-13 国立大学法人弘前大学における学生受入れの質保証に係る学内組織体制について		
	2-1-3-14 教育推進機構アドミッションセンター要項		
	2-1-3-15 教育推進機構アドミッションセンター内規		
2-1-3-16 弘前大学入学試験委員会規程			
2-1-3-17 弘前大学入学者選抜改革検討委員会規程			
2-1-3-18 国立大学法人弘前大学安全衛生委員会内規			
2-1-3-19 弘前大学環境安全推進本部規程			
2-1-3-20 国立大学法人弘前大学施設・設備・環境規則			
2-1-3-21 国立大学法人弘前大学情報システム運用基本規程			

<p>[分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その 質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への 構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）</p>		
	<p>2-1-4 研究活動等の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程</p>	別表第1	再掲
	<p>2-1-2-03 人文社会科学部研究推進・評価委員会要項</p>		再掲
	<p>2-1-4-01 人文社会科学部地域未来創生センター内規</p>		
	<p>2-1-4-02 人文社会科学部外国語教育等推進室内規</p>		
	<p>2-1-4-03 教育学部国際化推進委員会申合せ20230315</p>		
	<p>2-1-4-04 弘前大学医学部医学科地域定着学生支援委員会申合せ</p>		
	<p>2-1-4-05 医学教育センター組織図(医学部医学科)</p>		
	<p>2-1-4-06 弘前大学大学院医学研究科国際交流委員会要項</p>		
	<p>2-1-4-07 弘前大学被ばく医療総合研究所規程</p>		
	<p>2-1-4-08 弘前大学被ばく医療総合研究所戦略会議内規</p>		
	<p>2-1-4-09 弘前大学被ばく医療連携推進機構国際アドバイザーボード要項</p>		
	<p>2-1-4-10 弘前大学地域戦略研究所規程</p>		
	<p>2-1-3-05 弘前大学国際連携本部規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-06 弘前大学国際連携本部運営会議要項</p>		再掲
	<p>2-1-4-11 弘前大学研究・イノベーション推進機構規程</p>		
	<p>2-1-4-12 国立大学法人弘前大学研究委員会要項</p>		
	<p>2-1-4-13 弘前大学地域創生本部規程</p>		
	<p>2-1-4-14 弘前大学における地域活性化施策の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組2-1-A】 弘前大学では、教育研究水準の向上に資するために行う評価について、根拠資料2-1-A-01（国立大学法人弘前大学評価規程）のとおり定義しており、本基準に関係する全学的な自己点検・評価としては、「内部質保証に関する自己点検・評価」のほかに、根拠資料2-1-A-02（国立大学法人弘前大学組織評価実施規程）に規定する「組織評価」を実施している。「組織評価」では、学長及び理事が各学部・研究科等の教育研究活動等の状況についてヒアリングを行ったうえで評価を行い、評価結果を各組織の経費配分の算定に反映している。あわせて、ヒアリング時の学長及び理事の評価コメントを各組織にフィードバックすることで、教育研究等の質の向上及び機能強化の推進に努めている。	2-1-A-01 国立大学法人弘前大学評価規程		
	2-1-A-02 国立大学法人弘前大学組織評価実施規程		
	2-1-A-03 国立大学法人弘前大学組織評価実施要項		
【活動取組2-1-B】 被ばく医療総合研究所戦略会議内規にて定められている戦略会議では、他部局の部局長及び他機関の有識者が参画し研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化に関する審議を行い質保証に務めている。これらの活動成果については、広範囲に及ぶため根拠資料2-1-B-01にまとめた。	2-1-B-01 被ばく医療総合研究所における優れた成果及び実績資料		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組2-1-Aについて、弘前大学では、教育研究水準の向上に資するために行う評価について、根拠資料2-1-A-01（国立大学法人弘前大学評価規程）のとおり定義しており、本基準に関係する全学的な自己点検・評価としては、「内部質保証に関する自己点検・評価」のほかに、根拠資料2-1-A-02（国立大学法人弘前大学組織評価実施規程）に規定する「組織評価」を実施している。「組織評価」では、学長及び理事が各学部・研究科等の教育研究活動等の状況についてヒアリングを行ったうえで評価を行い、評価結果を各組織の経費配分の算定に反映している。あわせて、ヒアリング時の学長及び理事の評価コメントを各組織にフィードバックすることで、教育研究等の質の向上及び機能強化の推進に努めている。 ・活動取組2-1-Bについて、被ばく医療総合研究所戦略会議内規にて定められている戦略会議では、他部局の部局長及び他機関の有識者が参画し研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化に関する審議を行い質保証に務めている。これらの活動成果については、広範囲に及ぶため根拠資料2-1-B-01にまとめた。 ・地域戦略研究所では、毎年、戦略会議を開催し、学内委員4名及び学外委員7名から助言を得ている。外部の視点を研究戦略に加えることで、研究内容のブラッシュアップに寄与している。			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第6条	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第6条	再掲
	2-2-2-01 教職課程の内部質保証に関する実施要項		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） 2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第6条	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第7条	再掲
	2-2-4-01 弘前大学アセスメント・ポリシー（学部）		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー（研究科）		
	2-2-4-03 令和6年度前期「学生による授業評価に関するアンケート調査」実施概要		
	2-2-4-04 令和6年度「卒業生・企業等アンケート調査」の実施概要		
	2-2-4-05 第9回学生生活実態調査実施要項		
	2-2-4-06 第9回学生生活実態調査報告書		
	2-2-4-07 弘前大学学生評議員制度に関する要項		
	2-1-3-14 教育推進機構アドミッションセンター要項	第2条	再掲
	2-2-4-08 新入生アンケート実施要項		
	2-1-3-17 弘前大学入学者選抜改革検討委員会規程	第7条	再掲
	2-2-4-09 入学者選抜方法等の質保証に関する調査等の実施要項	第2条	
	2-1-2-03 人文社会科学部研究推進・評価委員会要項		再掲
	2-2-4-10 人文社会科学部アセスメント・ポリシー		
2-2-4-11 人文社会科学部アセスメント・ポリシーにおけるアセスメントの実施体制について			
2-2-4-12 人文社会科学部アセスメント・ポリシー			
2-2-4-13 弘前大学教育学部における自己評価等について			
2-2-4-14 弘前大学教育学部教育研究協議会要項			
2-2-4-15 学生・教職員連絡協議会次第（教育学部）			

	2-1-2-05 弘前大学医学部医学科内部質保証に関する実施要項		再掲
	2-1-2-09 弘前大学大学院医学研究科内部質保証に関する実施要項		再掲
	2-2-4-16 医学部医学科アセスメント・ポリシー		
	2-2-4-17 医学部医学科アセスメント・チェックリスト		
	2-2-4-18 医学研究科アセスメント・ポリシー		
	2-2-4-19 医学研究科アセスメント・チェックリスト		
	2-2-4-20 保健学研究科修士生及び企業等アンケートの実施方針		
	2-2-4-21 理工学部アセスメント・ポリシー		
	2-2-4-22 理工学研究科アセスメント・ポリシー		
	2-1-2-11 弘前大学大学院理工学研究科点検評価委員会内規		再掲
	2-2-4-23 令和6年度卒業生アンケート（理工学部）		
	2-2-4-24 令和6年度修士生アンケート（理工学研究科）		
	2-2-4-25 弘前大学農学生命科学部と地域との協議会設置要項		
	2-2-4-26 地域社会研究科アセスメント・ポリシー		
	2-2-4-27 令和6年度3月期大学院地域社会研究科修士生アンケート集計結果		
	2-2-4-28 地域共創科学研究科アセスメント・ポリシー		
	2-2-4-29 令和6年度前期地域共創科学研究科授業評価等アンケート集計結果		
	2-2-4-30 令和6年度後期地域共創科学研究科授業評価等アンケート集計結果		
	2-2-4-31 令和6年度3月期地域共創科学研究科修士生アンケート集計結果		
<p>【分析項目2-2-5】 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第9条	再掲
	1-3-3-04 国立大学法人弘前大学教育委員会要項		再掲
	2-1-3-08 教育推進機構規程		再掲
	2-1-3-16 弘前大学入学試験委員会規程		再掲
	2-1-3-17 弘前大学入学者選抜改革検討委員会規程		再掲
	2-1-3-18 国立大学法人弘前大学安全衛生委員会内規		再掲
	2-1-3-19 弘前大学環境安全推進本部規程		再掲

【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第9条	再掲
	1-3-3-04 国立大学法人弘前大学教育委員会要項		再掲
	2-1-3-08 教育推進機構規程		再掲
	2-1-3-16 弘前大学入学試験委員会規程		再掲
	2-1-3-17 弘前大学入学者選抜改革検討委員会規程		再掲
	2-1-3-18 国立大学法人弘前大学安全衛生委員会内規		再掲
2-1-3-19 弘前大学環境安全推進本部規程		再掲	
【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程	第9条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）			
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧			
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等			
	2-3-2-01 令和2年度内部質保証自己点検評価総括表			
	2-3-2-02 令和3年度業務に係る内部質保証の自己点検・評価書			
	2-3-2-03 令和4年度業務に係る内部質保証の自己点検・評価書			
	2-3-2-04 人文社会科学部研究推進・評価委員会議事要旨（内部質保証関係抜粋）	P.1~2,4~7,10~15,17~20,22,25,27~28,31~32,34~35,37~40,42~43,45~46,48		
	2-3-2-05 教員養成カリキュラムの効果検証（教育学部附属教員養成学研究開発センター）			
	2-3-2-06 留級・非留級者の入試成績と国試合格率について(医学部医学科)			
	2-3-2-07 令和6年度第2回自己評価委員会（紙上）議事要録			
	2-3-2-08 令和6年度点検評価委員会（第1回）議事要旨（理工学部）			
	2-3-2-09 成績追跡調査実施要項			
	2-3-2-10 令和5事業年度組織評価結果			
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等			
	2-3-3-01 R6前期 大学院研究生活アンケート集計結果<人文社会科学研究科>			
	2-3-3-02 R6後期 大学院研究生活アンケート集計結果<人文社会科学研究科>			
	2-3-3-03 学生による「教育評価（講義）」結果通知一覧【令和6年度前期・後期】(医学部医学科)			
	2-3-3-04 医学部医学科 卒業生へのアンケート集計結果			
	2-3-3-05 保健学科・心理支援科学科卒業生アンケート			
	2-3-3-06 弘前大学大学院医学研究科「共通科目」に関するアンケート調査の実施概要			
	2-3-3-07 弘前大学大学院医学研究科 大学院「修了生」に対するアンケート調査実施概要			
	2-3-3-08 保健学研究科大学院生アンケート			
	2-3-3-09 理工学研究科博士前期課程カリキュラム実施アンケート調査項目			
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等			
	2-3-3-11 新入生アンケートについて			
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。				

<p>【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書</p> <p>2-3-4-01 教職大学院認証評価結果（令和7年3月）</p> <p>2-3-4-02 教育学部教育研究協議会議事要旨</p> <p>2-3-4-03 教職大学院教育研究協議会議事録</p> <p>2-3-4-04 医学教育分野別評価 弘前大学医学部医学科 年次報告書 2023年度</p> <p>2-3-4-05 医学教育分野別評価 弘前大学医学部医学科 年次報告書 2024年度</p> <p>2-3-4-06 令和5年度情報セキュリティ相互監査実施チェックシート</p> <p>2-3-4-07 国立大学法人弘前大学環境報告書2024</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組2-3-A】</p> <p>・「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」において、地域防災、多職種連携、データサイエンスに関するコースを開講した。</p> <p>・同事業において、遠隔画像カンファレンスのシステムを構築・導入した。</p>	<p>2-3-A-01 令和5年度事業成果報告書（医学部医学科）</p> <p>2-3-A-02 医用システム工学概論シラバス（医学部医学科）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組2-3-Aについて、「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」において、地域災害対応マネージャー（防災士）育成コース、多職種連携実習（早期体験実習・基礎看護学実習）、データサイエンス医学コースを開講し、医学科1年次の全学生が受講した。これにより、受講生は地域防災、多職種連携、データサイエンスに関する基本的な知識や態度を修得した。また、遠隔画像カンファレンスのシステムが構築・導入され、学外臨床実習施設等と連携することで、遠隔放射線診断に関して教育効果の高い臨床実習が開始された。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則	第33条、第55条	再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 平成31年1月7日開催 役員会議事要旨及び資料		
	2-4-1-02 平成31年1月15日開催 教育研究評議会議事要旨及び資料		
	2-4-1-03 令和5年3月20日開催 役員会議事要旨及び資料		
	2-4-1-04 令和5年4月11日開催 教育研究評議会議事要旨及び資料		
	2-4-1-05 設置に係る設置計画履行状況報告書（弘前大学医学部心理支援科学科）		
	2-4-1-06 設置に係る設置計画履行状況報告書（弘前大学大学院人文社会科学研究所）		
	2-4-1-07 設置に係る設置計画履行状況報告書（弘前大学大学院教育学研究科）		
	2-4-1-08 設置に係る設置計画履行状況報告書・補足説明資料（弘前大学大学院教育学研究科）		
2-4-1-09 設置に係る設置計画履行状況報告書（弘前大学大学院地域共創科学研究科地域リノベーション専攻）			
2-4-1-10 設置に係る設置計画履行状況報告書（弘前大学大学院地域共創科学研究科産業創成科学専攻）			
2-4-1-11 設置計画履行状況報告書（弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人弘前大学教員の資格及び採用等の方法に関する規程		
	2-5-1-02 人文社会科学部教員人事に関する基準		
	2-5-1-03 人文社会科学部教員人事に関する基準についての了解事項		
	2-5-1-04 「弘前大学教育学部教員選考基準」に関するガイドライン		
	2-5-1-05 弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻実務家専任教員選考基準		
	2-5-1-06 弘前大学大学院医学研究科人事委員会規程		
	2-5-1-07 弘前大学大学院医学研究科及び医学部教員選考実施要項		
	2-5-1-08 弘前大学大学院医学研究科及び医学部教員選考に関する申合せ		
	2-5-1-09 保健学研究科の専任教員の選考基準に関する申合せ		
	2-5-1-10 弘前大学大学院理工学研究科教員選考基準		
	2-5-1-11 理工学研究科教員選考基準申合せ		
	2-5-1-12 弘前大学農学生命科学部教員選考に関する申合せ【R4.10.1】		
	2-5-1-13 弘前大学農学生命科学部教員選考基準【R4.10.1】		
	2-5-1-14 弘前大学大学院地域社会研究科専任教員選考規程		
	2-5-1-15 弘前大学大学院地域社会研究科専任教員選考基準		
	2-5-1-22 人文社会科学部における教員選考のフローと留意事項		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-16 指導能力に関する評価の実施状況（教育学部）		
2-5-1-17 大学院保健学研究科教員選考実施要項			
2-5-1-18 研究指導教員、研究指導補助教員及び講義科目担当教員の認定基準（保健学研究科）			
2-5-1-19 指導能力に関する評価実施状況（農学生命科学部）			
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-20 指導能力に関する評価の実施状況（教育学研究科）			
2-5-1-21 選考経過報告（抄）（医学研究科）			
2-5-1-17 大学院保健学研究科教員選考実施要項			再掲
2-5-1-18 研究指導教員、研究指導補助教員及び講義科目担当教員の認定基準（保健学研究科）			再掲

[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人弘前大学教員業績評価に関する規程		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人弘前大学教員業績評価に関する規程	第10条、第11条	再掲
	2-5-2-02 国立大学法人弘前大学教員業績評価実施要項		
	2-5-2-03 令和4年度業績に係る教員業績評価評価結果報告書		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	2-5-2-04 令和5年度業績に係る教員業績評価評価結果報告書		
	2-5-2-05 令和6年度業績に係る教員業績評価評価結果報告書		
	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人弘前大学教員業績評価に関する規程	第14条	再掲
	2-5-3-01 教員業績評価報告書未提出者に係る配分経費の取扱いについて		
	2-5-3-02 国立大学法人弘前大学職員給与規程	第13条、第39条	
	2-5-3-03 国立大学法人弘前大学年俸制適用職員給与規程	第5条	
	2-5-3-04 国立大学法人弘前大学年俸制適用職員の評定基準	第2条	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人弘前大学教員業績評価に関する規程		再掲
	2-5-2-02 国立大学法人弘前大学教員業績評価実施要項		再掲
	2-5-2-03 令和4年度業績に係る教員業績評価評価結果報告書		再掲
2-5-2-04 令和5年度業績に係る教員業績評価評価結果報告書		再掲	
2-5-2-05 令和6年度業績に係る教員業績評価評価結果報告書		再掲	
・継続的に研究成果を創出するために必要な措置や処遇等に関する規定がある場合は明文化された規定類			
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		

<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	1-3-3-01 事務組織図		再掲
	2-5-5-01 国立大学法人弘前大学事務組織規程		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-02 教職員数		
	2-5-5-03 農学生命科学部職員表R7.05.01		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-02 教職員数		再掲
	2-5-5-04 令和6年度ティーチングアシスタント（TA）について（人文社会科学部）		
	2-5-5-05 大学院保健学研究科職員表		
	・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-06 人文社会科学部におけるTA取扱基準		
	2-5-5-04 令和6年度ティーチングアシスタント（TA）について（人文社会科学部）		再掲
	2-5-5-07 令和6年度ティーチング・アシスタントの採用計画（教育学部）		
	2-5-5-08 令和6年度ティーチングアシスタント(TA)採用計画(医学研究科)		
	2-5-5-09 弘前大学大学院保健学研究科におけるティーチング・アシスタントに関する申合せ		
	2-5-5-10 TA一覧（保健学研究科）		
	2-5-5-11 令和6年度 技術職員の担当業務一覧（理工学部）		
2-5-5-12 ティーチング・アシスタント一覧（理工学部）			
2-5-5-13 弘前大学大学院理工学研究科教育研究支援室内規			
2-5-5-14 理工学研究科ティーチング・アシスタントに係る申合せ			
2-5-5-15 弘前大学農学生命科学部ティーチング・アシスタントに関する申合せ【R6.4.1】			
2-5-5-16 TA採用計画（農学生命科学部）			
2-5-5-17 教養教育科目におけるティーチング・アシスタントに関する申合せ（教養教育開発実践センター）			
2-5-5-18 令和6年度ティーチング・アシスタント採用計画（教養教育開発実践センター）			
2-5-5-19 国立大学法人弘前大学ティーチング・アシスタント実施要項			

<p>【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-5-19 国立大学法人弘前大学ティーチング・アシスタント実施要項		再掲
	2-5-6-01 人文社会科学部 TA研修用資料		
	2-5-6-02 TAガイダンス実施要項（教育学部）		
	2-5-6-03 競争的研究費等使用ハンドブック－学生用－ R04.04（農学生命科学部）		
	2-5-6-04 TAコンプライアンス受講者リスト(R6)（農学生命科学部）		
	2-5-6-05 令和6年度地域学ゼミナール TAFD研修会 次第（教養教育）		
	2-5-6-06 令和6年度TA用ガイダンス資料（教養教育）		
	2-5-6-07 R6教職実践演習 TA勤務予定（教養教育）		
	2-5-6-08 令和6年度教職実践演習スケジュール（教養教育）		
2-5-6-09 令和6年度教職実践演習担当者一覧（教養教育）			
2-5-6-10 ティーチング・アシスタント（TA）研修の出欠状況（人文社会科学部）			
2-5-6-11 医学研究科TA研修参加状況			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-5-6】令和7年度より、TAに必要な研修として「弘前大学ティーチング・アシスタント(TA)ハンドブック」の精読及び研修動画の視聴を義務付けた。さらに研修終了後は「TA研修受講終了報告フォーム」により、受講終了の報告を行わせることとした。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和6事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和6事業年度監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_令和6事業年度独立監査人の監査報告書		
	・予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
3-1-2-01 予算・決算に係る乖離理由等			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則	第31-37条、第44-51条、第52-59条	再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-3-02 役員等一覧		再掲
	1-3-3-03 教育研究評議会評議員名簿		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	3-2-1-01 経営協議会委員名簿		
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	3-2-3 研究の実施に関する方針等一覧、研究の支援・推進制度等一覧		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	3-2-3-01 弘前大学将来ビジョン（第4期）	p.3	
	3-2-3-02 競争的研究費等申請の基本方針		
	3-2-3-03 弘前大学教育学部教育実践協同研究推進委員会申合せ		
	3-2-3-04 弘前大学教育学部紀要刊行及び投稿規定		
	2-1-4-07 弘前大学被ばく医療総合研究所規程		再掲
	2-1-4-08 弘前大学被ばく医療総合研究所戦略会議内規		再掲
	2-1-4-09 弘前大学被ばく医療連携推進機構国際アドバイザーボード要項		再掲
	3-2-3-05 被ばく医療連携推進機構規程		
	2-1-4-10 弘前大学地域戦略研究所規程		再掲
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
	3-2-3-06 大学等における産学連携等実施状況について（令和4年度実績調査結果概要）		
	3-2-3-07 科研費採択状況		
3-2-3-08 弘前大学教育学部研究紀要（Crossroads 28）			
2-1-B-01 被ばく医療総合研究所における優れた成果及び実績資料		再掲	
3-2-3-09 地域戦略研究所年報			
3-2-3-10 JST委託研究契約書			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組3-2-A】 地域戦略研究所、吉田暁弘准教授が研究開発を進めている、世界初となる「混合廃プラスチックのリサイクル技術の事業化検証」がJSTのディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択され、令和6年度から令和7年度までに総額3億円の受託研究を行う。なお、今後、令和8年度まで研究を延長する予定である。	3-2-3-10 JST委託研究契約書		再掲
【活動取組3-2-B】 科研費の獲得向上のため、「科研費獲得支援事業」を実施している	3-2-B-01 科研費獲得支援事業		
【活動取組3-2-C】 競争的研究費獲得向上のため、学内セミナーを開催している	3-2-C-01 科研費獲得セミナー周知用ポスター 3-2-C-02 創発的研究支援事業セミナー周知用ポスター		
【活動取組3-2-D】 共同研究講座を設置している	1-3-1-04 国立大学法人弘前大学共同研究講座及び共同研究部門規程		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・ 被ばく医療連携推進機構国際アドバイザリーボードにおいて、国内一般企業、国内外の研究機関の外部有識者に参画いただき研究活動等の体制及び方針について助言を受けている。これらの研究活動成果等は広範囲に及ぶため根拠資料2-1-A-01にまとめた。 ・ 活動取組3-2-Aについて、地域戦略研究所では、世界初となる「混合廃プラスチックのリサイクル技術の事業化検証」がJSTのディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択され、令和6年度から令和7年度までに総額3億円の受託研究を行う契約を締結した。本契約は実施期間を1年延長し令和8年度まで行う予定である。 ・ 活動取組3-2-Bについて、「科研費獲得支援事業」として、研究費の一部支援やURA、学内教員によるアカデミックチェックを実施し、サポート体制を整え、科研費の獲得向上に努めている。 ・ 活動取組3-2-Cについて、競争的研究費獲得向上のため、学内セミナーを開催している。また、URAや学内外アドバイザーによる申請書等のアカデミックチェックを実施している。 ・ 上記取組により、令和4年度には獲得総額が初の7億円越えを果たし、東北地区では東北大学に次ぐ第2位の獲得額・件数となった。またR4年度以降は、東北エリア内において東北大学に次ぐ2番目の獲得額を維持している。 ・ 活動取組3-2-Dについて、規程を整備して民間企業の共同研究を推進した結果、現在は27講座を設置し、民間企業との共同研究費受入額のR4年度順位は国立大学のなかでは13位、1件当たりの受入額は東京大、大阪大に次ぐ3位の実績となっている。			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類 2-5-5-01 国立大学法人弘前大学事務組織規程		再掲
	・管理運営に係る組織の組織図 1-3-3-01 事務組織図		再掲
	【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2） 3-3-2 教育の国際化を推進する組織一覧	
	・根拠となる規定類 1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則		再掲
	2-1-3-05 弘前大学国際連携本部規程		再掲
	3-3-2-01 人文社会科学部外国語教育等推進室内規		
	2-1-4-06 弘前大学大学院医学研究科国際交流委員会要項		再掲
	3-3-2-02 弘前大学被ばく医療総合研究所国際放射線防護研修プログラム実施要項		
	3-3-2-03 弘前大学被ばく医療総合研究所国際放射線科学コラボレーションセンター内規		
	・優れた成果が分かる資料 2-1-B-01 被ばく医療総合研究所における優れた成果及び実績資料		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 被ばく医療総合研究所において、国際放射線防護研修プログラム及び国際放射線科学コラボレーションセンターに関する要項及び内規を整備し研究活動等の成果を挙げている。これらの研究活動の成果等の詳細は根拠資料2-1-B-01にまとめた。			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則		再掲
	3-4-1-01 国立大学法人弘前大学ハラスメント防止等に関する規程		
	3-4-1-02 弘前大学アイソトープ総合実験室運営委員会内規		
	3-4-1-03 国立大学法人弘前大学放射線安全管理規程		
	3-4-1-04 法人内部監査室会議議事要旨		
	3-4-1-05 会計監査人候補者選定委員会開催通知ほか		
	3-4-1-06 会計監査人候補者選定委員会設置について		
	2-1-3-07 弘前大学情報連携統括本部規程		再掲
	3-4-1-07 情報連携統括本部構成員（20250401）		
	3-4-1-08 国立大学法人弘前大学余裕金運用規程		
	1-3-3-04 国立大学法人弘前大学教育委員会要項		再掲
	2-1-3-16 弘前大学入学試験委員会規程		再掲
	2-1-3-18 国立大学法人弘前大学安全衛生委員会内規		再掲
	2-1-3-19 弘前大学環境安全推進本部規程		再掲
2-1-4-12 国立大学法人弘前大学研究委員会要項		再掲	
3-4-1-09 弘前大学組換えDNA 実験安全管理規程			
3-4-1-10 弘前大学研究用微生物安全管理規程			
3-4-1-11 国立大学法人弘前大学利益相反マネジメント規程			
3-4-1-12 共用機器基盤センター運営委員会内規			
3-4-1-13 国立大学法人弘前大学社会連携委員会要項			
3-4-1-14 弘前大学地域創生本部地域創生推進室要項			
3-4-1-15 国立大学法人弘前大学総務委員会要項			
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-5-1】 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則		再掲
	3-5-1-01 国立大学法人弘前大学監事監査規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 令和7年度監事監査計画		
	3-5-1-03 令和6年度監査結果報告書		
【分析項目3-5-2】 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法を確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 第21期（令和6年度）監査計画概要説明書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-5-2-02 第21期（令和6年度）監査結果概要報告書		
【分析項目3-5-3】 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	1-3-1-01 国立大学法人弘前大学管理運営規則	第107条、第109条	再掲
	1-3-3-01 事務組織図		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人弘前大学法人内部監査室内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
【分析項目3-5-4】 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-02 令和6年度内部監査結果報告書		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 三者連携意見交換会要旨		
	3-5-4-02 学長と監事の意見交換（次第）		
	3-5-4-03 学長と会計監査人とのディスカッション（要旨）		
3-5-4-04 監事と会計監査人とのディスカッション（次第）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-5-4】根拠資料3-5-4-01の「監事と会計監査人と法人内部監査室」の3者間の意見交換のほか、「学長と監事」、「学長と会計監査人」、「監事と会計監査人」の意見交換を定期的に行っており、監事及び監査法人をハブとして各種の監査主体と学長との間で情報共有を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	00 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 令和6年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》調査票		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和6年度学術情報基盤実態調査(大学図書館編) (本館)		
	4-1-5-02 令和6年度学術情報基盤実態調査(大学図書館編) (分館)		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
	4-1-7 研究環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		
	4-1-8 社会からの期待に対応して行う活動一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組4-1-A】</p> <p>弘前市との連携により保健学研究科校舎内で開催された「メディカルスタッフについて学ぼう」は、市内中学生に医療職（特に検査技師や作業・理学療法士など、中学生にあまりなじみのない職種）に関する紹介などを行うことで、参加者の進路の可能性を広げ、また、将来的に県内医療職者の輩出にもつながることが期待される。地域に根ざした大学として相応しい取組が実施されている。</p>	<p>4-1-A-01 令和6年度「メディカルスタッフについて学ぼう」事業報告書・アンケート結果</p>		
<p>【活動取組4-1-B】</p> <p>被ばく医療総合研究所において、研究環境設備を活用し共同研究、受託研究、受託事業を実施した。更に、令和6年度には当研究所教員が指導教官となっている大学院生が日本放射線影響学会第67回大会での優秀発表賞（ポスター発表部門）を受賞している。教育及び社会貢献活動では、副専攻プログラムを立ち上げ活動実績を残しているとともに、原子力災害派遣チーム研修等を展開している。詳細は根拠資料2-1-B-01及び4-1-B-01～4-1-B-05のとおり。</p>	<p>2-1-B-01 被ばく医療総合研究所における優れた成果及び実績資料</p> <p>4-1-B-01 災害医療リカレント教育プログラム概要</p> <p>4-1-B-02 グリーンカレッジ履修証明プログラム「弘前大学災害対応マネージャー」実施要項</p> <p>4-1-B-03 大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業 活動報告</p> <p>4-1-B-04 大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業</p> <p>4-1-B-05 学部横断型副専攻プログラム「放射線総合科学」募集ポスター</p>		再掲
<p>【活動取組4-1-C】</p> <p>大学ホームページへのハザードマップの掲載、及び毎年の整備状況の更新により、安全・防犯面に配慮している。</p>	<p>4-1-C-01 ハザードマップ2024</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組4-1-Aについて、弘前市との連携により保健学研究科校舎内で開催された「メディカルスタッフについて学ぼう」は、市内中学生に医療職（特に検査技師や作業・理学療法士など、中学生にあまりなじみのない職種）に関する紹介などを行うことで、参加者の進路の可能性を広げ、また、将来的に県内医療職者の輩出にもつながることが期待される。地域に根ざした大学として相応しい取組が実施されている。</p> <p>・活動取組4-1-Bについて、被ばく医療総合研究所において、研究環境設備を活用し共同研究、受託研究、受託事業を実施した。更に、令和6年度には当研究所教員が指導教官となっている大学院生が日本放射線影響学会第67回大会での優秀発表賞（ポスター発表部門）を受賞している。教育及び社会貢献活動では、副専攻プログラムを立ち上げ活動実績を残しているとともに、原子力災害派遣チーム研修等を展開している。詳細は根拠資料2-1-B-01及び4-1-B-01～4-1-B-05のとおり。</p> <p>・地域戦略研究所新エネルギー研究部門では、ガスクロマトグラフ（FID, TCD）、触媒分析システム、比表面積分析装置、FT-IR、UV-vis分光装置、電気化学分析システムの設備を設置し、水電解、二酸化炭素電解還元、二次電池などに関する多くの電極材料を開発し、高レベル国際論文を32編発表した。</p> <p>・活動取組4-1-Cについて、施設環境部において、大学ホームページへのハザードマップの掲載、及び毎年の整備状況の更新により、安全・防犯面に配慮している。</p>			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 2-1-3-01 弘前大学保健管理センター規程		再掲
	4-2-1-01 保健管理センター相談窓口案内		
	2-1-3-09 教育推進機構学生特別支援室要項		再掲
	2-1-3-10 教育推進機構学生修学支援室要項		再掲
	2-1-3-11 教育推進機構キャリアセンター要項		再掲
	4-2-1-02 キャリアセンターHP 就職・進路相談ページ		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 3-4-1-01 国立大学法人弘前大学ハラスメント防止等に関する規程		再掲
	4-2-1-03 ハラスメント防止等に関する規程フロー		
	4-2-1-04 弘前大学web案内ページ（ハラスメント防止に関する取り組み）		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-05 令和7年度（2025）新入生のための学生生活ガイド		
	4-2-1-06 相談窓口ポスター		
	4-2-1-07 学生特別支援室ポスター		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		
4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例			
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-01 「静寂室（多文化共生ルーム）」利用申請書		
	4-2-3-02 留学生チューターの手引		
	4-2-3-03 外国人留学生の手引き		
	4-2-3-04 国際連携本部HP（多言語による情報提供）		

[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	2-1-3-09 教育推進機構学生特別支援室要項		再掲
	4-2-4-01 国立大学法人弘前大学における障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領		
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における具体例（学生に関する事項）		
	4-2-4-03 弘前大学における障害学生支援に関する基本方針		
	4-2-4-04 学生の特別面談に関する申合せ等（教育学部）		
	4-2-4-05 障害学生への支援器具について		
	[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）	
4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧			
・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料			
4-2-5-01 2024 R6 入学者案内		P17～P20、P34～P35	
4-2-5-02 学生便覧2024年度		P11～P14	
・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料			
4-2-5-03 日本学生支援機構奨学生数（弘前大学）			
・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料			
4-2-5-02 学生便覧2024年度		P13～P14	再掲
4-2-5-04 岩谷元彰弘前大学育英基金の設立及び運用等に関する規程			
4-2-5-05 弘前大学基金「トヨペット未来の青森県応援事業」に関する要項			
4-2-5-06 弘前大学生生活支援奨学金貸与要項			
4-2-5-07 弘前大学国際交流基金に関する申合せ			
4-2-5-08 弘前大学医学部附属病院看護学生修学資金規程			
4-2-5-09 大学独自の奨学金制度等の概要と利用実績			
4-2-5-10 引地基文弘前大学医学部医学科学生修学支援基金に関する細則			
4-2-5-11 ネットワンシステムズ株式会社奨学金に関する細則			
・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料			
4-2-5-12 弘前大学修学支援に伴う入学料減免及び徴収猶予等に関する規程			
4-2-5-13 弘前大学入学料免除及び徴収猶予に関する規程			
4-2-5-14 弘前大学入学料免除及び徴収猶予選考基準			
4-2-5-15 弘前大学修学支援に伴う授業料等減免及び徴収猶予等に関する規程			
4-2-5-16 弘前大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程			
4-2-5-17 弘前大学授業料免除及び徴収猶予選考基準			
4-2-5-18 卓越した学生に対する授業料免除に関する取扱要項			
4-2-5-19 海外協定校からの留学生に対する授業料等の免除等措置実施要項			
4-2-5-20 令和6年度授業料免除及び給付事業（総表）			

	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-21 弘前大学学寮管理運営規程		
	4-2-5-22 弘前大学国際交流会館規程		
	4-2-5-23 弘前大学国際交流会館使用細則		
	4-2-5-24 寮生数調（学寮）		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組4-2-A】	4-2-A-01 医学研究科学生支援実施要項		
医学研究科において、入学料や授業料を助成する以下の制度を独自に実施している。 ・医学研究科基礎系講座に所属する医師免許取得者以外の希望する学生（社会人学生及び外国人留学生は除く）に対して、入学金に相当する額を上限として奨学金を給付している。 ・医学部附属病院で初期臨床研修を受け、または終了後引き続き大学院医学研究科へ入学する優秀な者に対し、希望すれば入学料、1年次の授業料及び2年次における半期分の授業料に相当する額を助成する。	4-2-A-02 医学研究科研究医育成事業実施要項		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 弘前大学における三つの方針	※解説含む	
	5-1-1-02 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-03 人文社会科学部 入学者受入れの方針		
	5-1-1-04 教育学部 入学者受入れの方針		
	5-1-1-05 医学部医学科 入学者受入れの方針		
	5-1-1-06 医学部保健学科 入学者受入れの方針		
	5-1-1-07 医学部心理支援科学科 入学者受入れの方針		
	5-1-1-08 理工学部 入学者受入れの方針		
	5-1-1-09 農学生命科学部 入学者受入れの方針		
	5-1-1-10 人文社会科学研究科 入学者受入れの方針		
	5-1-1-11 教育学研究科 入学者受入れの方針		
	5-1-1-12 医学研究科 入学者受入れの方針		
	5-1-1-13 保健学研究科博士前期課程 入学者受入れの方針		
	5-1-1-14 保健学研究科博士後期課程 入学者受入れの方針		
	5-1-1-15 保健学研究科修士課程 入学者受入れの方針		
	5-1-1-16 理工学研究科博士前期課程 入学者受入れの方針		
	5-1-1-17 理工学研究科博士後期課程 入学者受入れの方針		
	5-1-1-18 農学生命科学研究科 入学者受入れの方針		
	5-1-1-19 地域社会研究科 入学者受入れの方針		
5-1-1-20 地域共創科学研究科 入学者受入れの方針			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	2-1-3-16 弘前大学入学試験委員会規程		再掲
	5-2-1-01 弘前大学入学試験運営細則		
	5-2-1-02 弘前大学人文社会科学部入学試験・広報委員会要項		
	5-2-1-03 弘前大学大学院人文社会科学部研究科入学試験委員会要項		
	5-2-1-04 教育学部入学試験委員会申合せ		
	5-2-1-05 弘前大学医学部医学科入試専門委員会申合せ		
	5-2-1-06 弘前大学医学部保健学科・心理支援科学科合同入学試験委員会要項		
	5-2-1-07 学事委員会申合せ(医学研究科)		
	5-2-1-08 弘前大学大学院保健学研究科保健学専攻入学試験委員会要項		
	5-2-1-09 弘前大学理工学部入学試験委員会内規		
	5-2-1-10 弘前大学大学院理工学研究科入学試験委員会内規		
	5-2-1-11 農学生命科学部入学試験委員会申合せ		
	5-2-1-12 弘前大学大学院農学生命科学研究科入学試験委員会に関する申合せ		
	5-2-1-13 弘前大学大学院地域社会研究科入学試験・広報委員会内規		
	2-1-2-14 弘前大学大学院地域共創科学研究科運営・入学試験委員会内規		再掲
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-14 令和7年度理工学部第3年次編入学試験実施計画書		
	5-2-1-15 令和7年度農学生命科学部第3年次編入学試験実施計画書		
	5-2-1-16 令和7年度総合型選抜実施本部実施計画書		
	5-2-1-17 令和7年度入学者選抜〔総合型選抜Ⅰ〕人文社会科学部試験場本部実施計画書		
	5-2-1-18 令和7年度入学者選抜〔総合型選抜〕教育学部試験場本部実施計画書		
	5-2-1-19 令和7年度弘前大学医学部医学科総合型選抜Ⅱ実施計画書		
	5-2-1-20 令和7年度入学者選抜〔総合型選抜Ⅰ〕理工学部試験場本部実施計画書		
	5-2-1-21 令和7年度入学者選抜〔総合型選抜Ⅰ〕農学生命科学部試験場本部実施計画書		
	5-2-1-22 令和7年度一般選抜人文社会科学部試験場本部実施計画書【前期日程】		
	5-2-1-23 令和7年度一般選抜教育学部試験場本部実施計画書【前期日程】		
	5-2-1-24 令和7年度弘前大学一般選抜医学部医学科試験場本部実施計画書		
5-2-1-25 【保健学科】R7前期日程・私費外国人・実施計画書			
5-2-1-26 【心理支援科学科】R7前期日程・私費外国人・実施計画書			
5-2-1-27 令和7年度一般選抜理工学部試験場本部実施計画書【前期日程】			
5-2-1-28 令和7年度一般選抜農学生命科学部試験場本部実施計画書【前期日程】			
5-2-1-29 令和7年度一般選抜人文社会科学部試験場本部実施計画書【後期日程】			
5-2-1-30 令和7年度一般選抜教育学部試験場本部実施計画書【後期日程】			

5-2-1-31 令和7年度一般選抜理工学部試験場本部実施計画書【後期日程】		
5-2-1-32 令和7年度一般選抜農学生命科学部試験場本部実施計画書【後期日程】		
5-2-1-33 令和7年度弘前大学医学部医学科学士編入学(第2年次)第2次選抜試験 実施計画書		
5-2-1-34 令和7年度弘前大学医学部医学科学士編入学(第2年次)第1次選抜試験 実施計画書		
5-2-1-35 2025年度春季入学 人文社会科学部研究科(修士課程)入学試験〔第1期,推薦特別選抜,協定校推薦特別選抜〕 実施計画		
5-2-1-36 2025年度教育学研究科入学試験実施要領【推薦特別選抜（第1期），一般選抜（第1期）】		
5-2-1-37 【保健学研究科】大学院入試実施計画書		
5-2-1-38 2025年度春季入学【推薦特別選抜】理工学研究科（博士前期課程）入学試験実施計画		
5-2-1-39 2024年度秋季入学【一般選抜】2025年度春季入学【第1期】理工学研究科（博士前期課程）入学試験実施計画		
5-2-1-40 2025年度春季入学【一般選抜（第1期），協定校推薦特別選抜】理工学研究科（博士後期課程）入学試験実施計画		
5-2-1-41 2024年度秋季入学・2025年度春季入学農学生命科学研究科（修士課程）入学試験実施計画		
5-2-1-42 2025年度春季入学 地域社会研究科（後期3年博士課程）入学試験（一般選抜・第1期募集） 実施計画		
5-2-1-43 2025年度春季入学 地域共創科学研究科（修士課程）入学試験〔第1期〕 実施計画		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
5-2-1-44 人文社会科学部 総合型選抜Ⅰ面接・採点マニュアル		
5-2-1-45 人文社会科学部 私費外国人留学生入試の面接試験について		
5-2-1-46 人文社会科学部研究科入学者選抜試験及び合否判定基準に関する申合せ		
5-2-1-47 教育学部面接試験に関する申合せ		
5-2-1-48 教育学研究科(専門職学位課程) 口述試験及び合否判定基準に関する申合せ		
5-2-1-49 医学科一般選抜面接要領及び面接評価基準		
5-2-1-50 【保健学科・心理支援科学科】入学者選抜試験における面接に関する申合せ		
5-2-1-51 保健学研究科保健学専攻（博士前期課程）口述試験に関する指針		
5-2-1-52 保健学研究科保健学専攻（博士後期課程）口述試験に関する指針		
5-2-1-53 保健学研究科心理支援科学専攻（修士課程）口述試験に関する指針		
5-2-1-54 理工学研究科（博士前期課程）入学者選抜試験及び合否判定基準に関する申合せ		
5-2-1-55 理工学研究科（博士後期課程）入学者選抜試験及び合否判定基準に関する申合せ		
5-2-1-56 農学生命科学部生物学科総合型選抜面接要領・評価基準		
5-2-1-57 農学生命科学部生物学科社会人入試面接要領・評価基準		
5-2-1-58 農学生命科学部生物学科私費外国人留学生面接要領・評価基準		

5-2-1-59 農学生命科学部生物学科3年次編入学試験面接要領・評価基準		
5-2-1-60 農学生命科学部分子生命科学科総合型選抜面接要領・評価基準		
5-2-1-61 農学生命科学部分子生命科学科社会人入試面接要領・評価基準		
5-2-1-62 農学生命科学部分子生命科学科私費外国人留学生入試面接要領・評価基準		
5-2-1-63 農学生命科学部分子生命科学科3年次編入学試験入試面接要領・評価基準		
5-2-1-64 農学生命科学部食料資源学科総合型選抜面接要領・評価基準		
5-2-1-65 農学生命科学部食料資源学科社会人入試面接要領・評価基準		
5-2-1-66 農学生命科学部食料資源学科私費外国人留学生入試面接要領・評価基準		
5-2-1-67 農学生命科学部食料資源学科3年次編入学試験面接要領・評価基準		
5-2-1-68 農学生命科学部国際園芸農学科総合型選抜面接要領・評価基準		
5-2-1-69 農学生命科学部国際園芸農学科社会人入試面接要領・評価基準		
5-2-1-70 農学生命科学部国際園芸農学科私費外国人留学生入試面接要領・評価基準		
5-2-1-71 農学生命科学部国際園芸農学科3年次編入学試験面接要領・評価基準		
5-2-1-72 農学生命科学部地域環境工学科総合型選抜面接要領・評価基準		
5-2-1-73 農学生命科学部地域環境工学科社会人入試面接要領・評価基準		
5-2-1-74 農学生命科学部地域環境工学科私費外国人留学生面接要領・評価基準		
5-2-1-75 農学生命科学部地域環境工学科3年次編入学試験面接要領・評価基準		
5-2-1-76 農学生命科学研究科入学者選抜試験における口述試験及び合否判定基準等に関する申合せ		
5-2-1-77 弘前大学大学院地域社会研究科入学者選抜試験における書類審査、口述試験に関する申合せ		
5-2-1-78 地域共創科学研究科口述試験及び合否判定基準に関する申合せ		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-79 令和9（2027）年度入学者選抜における人文社会科学部の実施教科・科目等の変更について（予告）		
5-2-1-80 令和9（2027）年度入学者選抜における教育学部の実施教科・科目等の変更について（予告）		
5-2-1-81 令和9（2027）年度入学者選抜における医学部医学科の実施教科・科目等の変更について（予告）		

<p>【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-3-17 弘前大学入学選抜改革検討委員会規程		再掲
	2-1-3-14 教育推進機構アドミッションセンター要項		再掲
	2-1-3-13 国立大学法人弘前大学における学生受入れの質保証に係る学内組織体制について		再掲
	2-3-2-09 成績追跡調査実施要項		再掲
	5-2-1-04 教育学部入学試験委員会申合せ		再掲
	5-2-1-05 弘前大学医学部医学科入試専門委員会申合せ		再掲
	5-2-2-01 弘前大学医学部医学教育センター規程		
	5-2-1-06 弘前大学医学部保健学科・心理支援科学科合同入学試験委員会要項		再掲
	5-2-1-07 学事委員会申合せ(医学研究科)		再掲
	5-2-1-11 農学生命科学部入学試験委員会申合せ		再掲
	5-2-1-12 弘前大学大学院農学生命科学研究科入学試験委員会に関する申合せ		再掲
	5-2-1-13 弘前大学大学院地域社会研究科入学試験・広報委員会内規		再掲
	2-1-2-14 弘前大学大学院地域共創科学研究科運営・入学試験委員会内規		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-02 令和3年度成績追跡調査について			
5-2-2-03 入学選抜改善事例			
5-2-1-81 令和9（2027）年度入学選抜における医学部医学科の実施教科・科目等の変更について（予告）		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	00 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 教育学部の音楽専修と美術専修においては、募集人員が各3人のところ、音楽専修(R6)は受験者1人で入学者1人、美術専修(R2)は受験者2人で入学者2人という形式上は大幅に下回る状況となった。少数の募集であるため年によって受験者数にばらつきが生じるのは避けられないことだと考えられる。対策として、R9入試からは音楽専修と美術専修の募集を一括とし、募集人員6人とする。基本的には3人ずつの合格とするが、ばらつきがある時には合わせて6人の合格とする。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	人文社会科学部	満たしている									
02	人文社会科学研究科	満たしている									
03	教育学部	満たしている									
04	教育学研究科	満たしている									
05	医学部	満たしている									
06	医学研究科	満たしている									
07	保健学研究科	満たしている									
08	理工学部	満たしている									
09	理工学研究科	満たしている									
10	農学生命科学部	満たしている									
11	農学生命科学研究科	満たしている									
12	地域社会研究科	満たしている									
13	地域共創科学研究科	満たしている									

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		
	6-1-1-(01)-01 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【人文社会科学部】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-2-1-(01)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【人文社会科学部】		
	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(01)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【人文社会科学部】		再掲
6-1-1-(01)-01 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【人文社会科学部】		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		
	6-3-1-(00)-03 教養教育科目時間割		
	6-3-1-(01)-01 2025年度 人文社会科学部 履修案内（抜粋）別表【人文社会科学部】		
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p. 11～23, p. 26～28, p. 33	再掲
	6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(01)-02 2025年度 人文社会科学部 履修案内（抜粋）開講科目説明【人文社会科学部】		
	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	6-3-2-(01)-01 弘前大学人文社会科学部規程	第8条	
	6-2-1-(01)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【人文社会科学部】		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(01)-02 2025年度シラバス【人文社会科学部】		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		再掲
	6-3-2-(00)-01 教養教育カリキュラムチェックの結果（特記事項）		
	6-3-2-(01)-03 カリキュラムチェック【人文社会科学部】		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第17条～第19条	再掲
6-3-3-(00)-01 弘前大学教養教育科目における「弘前学院大学との単位互換」の単位認定に関する規程			
6-3-3-(00)-02 弘前大学教養教育科目における「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する規程			
6-3-3-(00)-03 弘前大学教養教育科目における「放送大学との単位互換」の単位認定に関する規程			
6-3-2-(01)-01 弘前大学人文社会科学部規程	第10条～第12条	再掲	

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程 ・シラバス 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス 6-3-2-(01)-02 2025年度シラバス【人文社会科学部】		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス 6-3-2-(01)-02 2025年度シラバス【人文社会科学部】		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス 6-3-2-(01)-02 2025年度シラバス【人文社会科学部】		再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(01)-01 シラバス（インターンシップ）【人文社会科学部】		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
	4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-01 弘前大学各学部共通規程		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-6-2-(01)-01 2025年度 人文社会科学部 履修案内(抜粋) 成績評価【人文社会科学部】		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 弘前大学教養教育履修規程		
	6-6-3-(00)-02 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)		
	6-6-3-(01)-01 令和5年度 成績評価の分布表【人文社会科学部】		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-01 弘前大学アセスメント・ポリシー(学部)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		
	6-6-3-(00)-06 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)(特記事項)		
	6-6-3-(01)-02 令和5年度 開講授業科目の成績評価アセスメント結果【人文社会科学部】		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p. 9	再掲
	6-6-2-(01)-01 2025年度 人文社会科学部 履修案内（抜粋）成績評価【人文社会科学部】		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-02 申立ての内容及びその対応		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条～ 第13条, 第17条, 第18条		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第41条	再掲
	6-3-2-(01)-01 弘前大学人文社会科学部規程	第17条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第41条	再掲
	6-3-2-(01)-01 弘前大学人文社会科学部規程	第17条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-(01)-01 2025年度 人文社会科学部 履修案内【人文社会科学部】		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(01)-01 20250303 教授会（臨時／卒業判定会議）記録		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(01)-01 各種資格取得者人数【人文社会科学部】		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(01)-02 学生の受賞等状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-1A19-01-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-(01)-01 卒業生インタビュー1(弘前大学東京事務所) 6-8-2-(01)-02 卒業生インタビュー2(弘前大学東京事務所)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(01)-01 2024.3卒業 卒業時アンケート【人文社会科学部】		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-6-(01)-01 「スタディアプロード」の運営及び成績評価に関する申合せ		
	6-8-6-(01)-02 弘前大学人文社会科学部学生海外研修費用補助に関する申合せ		
	6-8-6-(01)-03 弘前大学人文社会科学部英語重点プログラム実施に関する要項		
	6-8-6-(01)-04 弘前大学人文社会科学部長期研修実施要項 6-8-6-(01)-05 シラバス(スタディツアー)【人文社会科学部】		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 分析項目6-8-6について、人文社会科学部では海外語学研修を本学部の単位にすることができる授業科目「スタディアブロード」の開講や、留学の促進を目的とした教育プログラム「英語重点プログラム」の開設などを通じて教育の国際化に取り組んでいる。
【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(02)-01 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） <人文社会科学研究科>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(02)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） <人文社会科学研究科>		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(02)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） <人文社会科学研究科>		再掲
6-1-1-(02)-01 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） <人文社会科学研究科>		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(02)-01 2025人文社会科学研究科履修案内<人文社会科学研究科>	p. 18-20	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-(02)-01 2025人文社会科学研究科履修案内<人文社会科学研究科>	p. 8-10	再掲
	6-3-1-(02)-02 2025春新入生ガイダンス<人文社会科学研究科>	p. 3-4	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス 6-3-2-(02)-01 シラバス <人文社会科学研究科>		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 6-3-2-(02)-02 カリキュラムチェック <人文社会科学研究科>		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第18条、第20条	再掲
	6-3-3-(02)-01 弘前大学大学院人文社会科学研究科規程	第11条、第12条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第7条	再掲
	6-3-3-(02)-01 弘前大学大学院人文社会科学研究科規程	第3条	再掲
	6-3-4-(02)-01 人文社会科学研究科における学位論文審査等に関する申合せ（2022年度入学者より適用）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第12条	再掲
	6-3-3-(02)-01 弘前大学大学院人文社会科学研究科規程	第4条	再掲
	6-3-1-(02)-01 2025人文社会科学研究科履修案内<人文社会科学研究科>		再掲
	6-3-4-(02)-03 研究指導の概要（人文社会科学研究科）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-(02)-02 大学院生の研究発表支援に関する覚書		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-1-(02)-02 2025春新入生ガイダンス<人文社会科学研究科>	p. 6	再掲
	・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-04 令和6年度 ティーチングアシスタント (TA) について (人文社会科学部)		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-2-(02)-01 シラバス <人文社会科学研究科>		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(02)-01 シラバス <人文社会科学研究科>		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-2-(02)-01 シラバス <人文社会科学研究科>		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
	4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-02 弘前大学大学院各研究科共通規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-6-2-(02)-01 2025人文社会科学研究科履修案内(抜粋) 成績評価基準<人文社会科学研究科>		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(02)-01 令和5年度 成績評価の分布表 <人文社会科学研究科>		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー(研究科)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		
	6-6-3-(02)-02 令和5年度 開講授業科目の成績評価アセスメント結果 <人文社会科学研究科>		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
6-3-4-(02)-01 人文社会科学研究科における学位論文審査等に関する申合せ(2022年度入学者より適用)		再掲	

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-6-4-(02)-01 2025人文社会科学研究科履修案内(抜粋) 異議申立て等について<人文社会科学研究科>		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条~ 第13条, 第17条, 第18条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第28条	再掲
	6-3-3-(02)-01 弘前大学大学院人文社会科学研究科規程	第20条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第28条	再掲
	6-3-3-(02)-01 弘前大学大学院人文社会科学研究科規程	第20条	再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-(00)-01 弘前大学学位規則	第5条～第15条	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	6-3-4-(02)-01 人文社会科学研究科における学位論文審査等に関する申合せ（2022年度入学者より適用）		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第28条	再掲
	6-3-3-(02)-01 弘前大学大学院人文社会科学研究科規程	第20条	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-4-(02)-01 人文社会科学研究科における学位論文審査等に関する申合せ（2022年度入学者より適用）		再掲
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-(02)-02 2025春新入生ガイダンス<人文社会科学研究科>		再掲
	6-3-1-(02)-01 2025人文社会科学研究科履修案内<人文社会科学研究科>	p. 3	再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(02)-01 20250303 研究科委員会（臨時）記録		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-4-(02)-01 人文社会科学研究科における学位論文審査等に関する申合せ（2022年度入学者より適用）		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-01 人文社会科学研究科における学位論文審査等に関する申合せ（2022年度入学者より適用）		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(02)-01 各種資格取得者人数<人文社会科学研究科>		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-1X25-02-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-(02)-01 2024.3修了 修了時アンケート <人文社会科学研究科>		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(03)-01 学位授与方針 (教育学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(03)-01 教育課程方針 (教育学部)		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(03)-01 教育課程方針 (教育学部)		再掲
	6-1-1-(03)-01 学位授与方針 (教育学部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-1-(00)-03 教養教育科目時間割		再掲
	6-3-1-(03)-01 学習案内（教育学部）		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p. 11～23, p. 26～28, p. 33	再掲
	6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		再掲
	6-3-1-(03)-02 教育課程の体系性		
	[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果	
・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定			
2-1-2-01 弘前大学学則		※第14条	再掲
6-3-2-(03)-01 弘前大学教育学部規程		※第11条	
・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料			
・ シラバス			
6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス			再掲
6-3-2-(03)-02 シラバス（教育学部）			
・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料			
6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果			再掲
6-3-2-(00)-01 教養教育カリキュラムチェックの結果（特記事項）		再掲	
6-3-2-(03)-03 カリキュラムチェックの結果（教育学部）			

<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 弘前大学学則	※第17条～第19条	再掲
	6-3-3-(00)-01 弘前大学教養教育科目における「弘前学院大学との単位互換」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-02 弘前大学教養教育科目における「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-03 弘前大学教養教育科目における「放送大学との単位互換」の単位認定に関する規程		再掲
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-(03)-02 シラバス(教育学部)		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-3-2-(03)-02 シラバス(教育学部)		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(03)-02 シラバス(教育学部)		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP (サポート体制・チューター制度)		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）			
6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-01 弘前大学学則	※第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-01 弘前大学各学部共通規程		再掲
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	6-6-1-(03)-01 成績評価に関する申合せ		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-1-(03)-01 学習案内(教育学部)	p.7	再掲
	6-3-2-(03)-02 シラバス(教育学部)		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 弘前大学教養教育履修規程		再掲
	6-6-3-(00)-02 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)		再掲
	6-6-3-(03)-01 成績評価を含めた授業の開講状況(教育学部)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-01 弘前大学アセスメント・ポリシー(学部)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度アセスメント報告書		再掲
	6-6-3-(00)-06 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)(特記事項)		再掲
	6-6-3-(03)-02 アセスメント・ポリシー等(教育学部)		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p.9	再掲
	6-6-4-(03)-01 成績評価の申立て		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-02 申立ての内容及びその対応		再掲
	6-6-4-(03)-02 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等（教育学部）		
・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条～ 第13条, 第17条, 第18条	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 2-1-2-01 弘前大学学則	※第41条	再掲
	6-3-2-(03)-01 弘前大学教育学部規程	※第21条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 2-1-2-01 弘前大学学則	※第41条	再掲
	6-3-2-(03)-01 弘前大学教育学部規程	※第21条	再掲
【分析項目6-7-2】 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-3-1-(03)-01 学習案内（教育学部）		再掲
【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-(03)-01 卒業（修了）に関する教授会等での審議状況		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(03)-01 教員免許状取得状況(教育学部)		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-001-01-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(03)-01 教員養成に関するアンケート		
	6-8-3-(03)-02 ディプロマポリシーに関するアンケート		
	6-8-3-(03)-03 2023年度教育学部卒業生に対するアンケート 6-8-3-(03)-04 学習成果に関するアンケート		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等 6-8-4-(03)-01 卒業生に対する聞き取り調査結果		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等 2-3-4-02 教育学部教育研究協議会議事要旨		再掲 再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(04)-01 学位授与方針 (教育学研究科)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(04)-01 教育課程方針 (教育学研究科)		再掲
	6-2-2-(04)-01 教職大学院カリキュラム体系		
	6-2-2-(04)-02 成績評価に関する申合せ(教職大)		
	6-2-2-(04)-03 設置の趣旨等を記載した書類(20190404版)(教職大)		
	6-1-1-(04)-01 学位授与方針 (教育学研究科)		再掲
6-2-2-(04)-04 学習成果報告書の審査の実施に関する内規(教職大)			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(04)-01 令和7年度履修案内（教育学研究科）		
	6-3-1-(04)-02 R7教職大学院週時程表		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-2-2-(04)-01 教職大学院カリキュラム体系		再掲
	・ 分野別第三者評価の結果		
	2-3-4-01 教職大学院認証評価結果（令和7年3月）		再掲
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(04)-01 シラバス(教職大)		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
6-3-2-(04)-02 R5年度FD計画書			
6-3-2-(04)-03 カリキュラムチェックの結果（教育学研究科）			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	※第18条、第20条	再掲
	6-3-3-(04)-01 弘前大学大学院教育学研究科規程	※第10条～第11条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(04)-01 令和7年度履修案内（教育学研究科）		再掲
	6-3-1-(04)-02 R7教職大学院週時程表		再掲
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
	6-3-5-(04)-01 教職大学院教育研究協議会要項 6-3-5-(04)-02 令和6年度弘前大学教職大学院教育研究協議会委員名簿		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>【分析項目6-3-2】本教職大学院の教育課程のあり方については、授業公開Weekや授業検討会、授業アンケートに基づく協議等の多様なFD活動のほか、毎年度に2回開催される弘前大学教職大学院教育研究協議会において常に検討され、改善と充実に努めている。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-2-(04)-01 シラバス(教職大)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(04)-01 シラバス(教職大)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-2-(04)-01 シラバス(教職大)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定 6-4-5-(04)-01 弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料 6-4-8-(04)-01 (令和6)年度学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース実習ガイドブック	p. 17	
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>	
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>	
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>	
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>	
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
	4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-5-3】 実習科目 (10単位)			
【分析項目6-5-4】 これまで特別に支援を要する院生、留学生は在籍してこなかったが、教職大学院では常に1名の院生に対して複数名の教員が関わり様々な形の相談体制を整えている			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	※第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	※第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-02 弘前大学大学院各研究科共通規程		再掲
	6-2-2-(04)-02 成績評価に関する申合せ(教職大)		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-3-2-(04)-01 シラバス(教職大)		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(04)-01 成績評価を含めた授業の開講状況(教育学研究科)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー(研究科)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		
	6-6-3-(04)-02 アセスメント・ポリシー等(教育学研究科)		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			
6-2-2-(04)-02 成績評価に関する申合せ(教職大)		再掲	

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(04)-01 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等 (教育学研究科)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条~ 第13条, 第17条, 第18条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	※第28条の2	再掲
	6-3-3-(04)-01 弘前大学大学院教育学研究科規程	※第18条～第19条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	※第28条の2	再掲
	6-3-3-(04)-01 弘前大学大学院教育学研究科規程	※第18条～第19条	再掲
【分析項目6-7-2】 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-2-2-(04)-04 学習成果報告書の審査の実施に関する内規(教職大)		再掲
	6-3-1-(04)-01 令和7年度履修案内(教育学研究科)	p.10	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	※第28条の2	再掲
	6-3-3-(04)-01 弘前大学大学院教育学研究科規程	※第18条～第19条	再掲
	6-2-2-(04)-04 学習成果報告書の審査の実施に関する内規(教職大)		再掲
【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-3-1-(04)-01 令和7年度履修案内(教育学研究科)	p.10	再掲
【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-(04)-01 卒業（修了）に関する教授会等での審議状況		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(04)-01 教員免許状取得状況(教育学研究科) ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-080-02-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
	2-3-4-03 教職大学院教育研究協議会議事録		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(05)-01 医学部医学科 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)		
	6-1-1-(05)-02 学位授与方針 保健学科		
	6-1-1-(05)-03 学位授与方針 心理支援科学科		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(05)-01 医学部医学科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)		
	6-2-1-(05)-02 教育課程方針 保健学科		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(05)-01 医学部医学科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)		再掲
	6-1-1-(05)-01 医学部医学科 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)		再掲
	6-2-1-(05)-02 教育課程方針 保健学科		再掲
	6-1-1-(05)-02 学位授与方針 保健学科		再掲
	6-2-1-(05)-03 教育課程方針 心理支援科学科		再掲
6-1-1-(05)-03 学位授与方針 心理支援科学科		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-1-(00)-03 教養教育科目時間割		再掲
	6-3-1-(05)-01 医学部医学科 授業科目一覧		
	6-3-1-(05)-05 医学部医学科 卒業時コンピテンシー		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p. 11～23, p. 26～28, p. 33	再掲
	6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		再掲
	6-3-1-(05)-02 シラバス（保健学科・心理支援科学科）		
	6-3-1-(05)-03 弘前大学医学部医学科カリキュラムマップ		
	6-3-1-(05)-04 医学部医学科 各学年のアウトカム		
	6-3-1-(05)-06 保健学科・心理支援科学科履修モデル		
	6-3-1-(05)-07 保健学科・心理支援科学科履修要件		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-(05)-01 医学教育分野別評価報告書		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(05)-03 2025年度シラバス(医学部医学科)		
	6-3-1-(05)-02 シラバス（保健学科・心理支援科学科）		再掲
	6-3-2-(05)-02 弘前大学医学部規程		
6-3-1-(05)-05 医学部医学科 卒業時コンピテンシー		再掲	

	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		再掲
	6-3-2-(00)-01 教養教育カリキュラムチェックの結果 (特記事項)		再掲
	6-3-2-(05)-04 第2回保健学科・心理支援科学科学務委員会議事要旨 (R6.5.15)		
	6-3-2-(05)-05 医学部医学科カリキュラムチェック結果		
	6-3-2-(05)-06 医学部保健学科・心理支援科学科カリキュラムチェック結果		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第17条～第19条	再掲
	6-3-3-(00)-01 弘前大学教養教育科目における「弘前学院大学との単位互換」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-02 弘前大学教養教育科目における「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-03 弘前大学教養教育科目における「放送大学との単位互換」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-2-(05)-02 弘前大学医学部規程	第10条～第12条	再掲
	6-3-3-(05)-01 弘前大学医学部医学科学士編入学に関する申合せ		
	6-3-3-(05)-02 弘前大学医学部保健学科既修得単位認定に関する申合せ		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	6-4-1-(05)-01 2025年度 授業日程(医学部医学科)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	6-4-1-(05)-01 2025年度 授業日程(医学部医学科)		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(05)-03 2025年度シラバス(医学部医学科)		再掲
	6-3-1-(05)-02 シラバス(保健学科・心理支援科学科)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-(05)-02 弘前大学医学部規程		再掲
	6-3-1-(05)-05 医学部医学科 卒業時コンピテンシー		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(05)-03 2025年度シラバス(医学部医学科)		再掲
	6-3-1-(05)-02 シラバス(保健学科・心理支援科学科)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-3-2-(05)-02 弘前大学医学部規程		再掲
	6-3-1-(05)-05 医学部医学科 卒業時コンピテンシー		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(05)-03 2025年度シラバス(医学部医学科)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	6-3-1-(05)-02 シラバス(保健学科・心理支援科学科)		再掲
	6-3-2-(05)-02 弘前大学医学部規程		再掲
	6-3-1-(05)-05 医学部医学科 卒業時コンピテンシー		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		

<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3(05)-01 インターンシップ実施状況		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP (サポート体制・チューター制度)		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲	
4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲	
4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-01 弘前大学各学部共通規程		再掲
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	6-6-1-(05)-01 医学部医学科 令和7年度履修案内		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-6-1-(05)-01 医学部医学科 令和7年度履修案内		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 弘前大学教養教育履修規程		再掲
	6-6-3-(00)-02 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)		再掲
	6-6-3-(05)-01 医学部医学科 授業の開講状況		
	6-6-3-(05)-02 成績分布(保健学科・心理支援科学科)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-01 弘前大学アセスメント・ポリシー(学部)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		再掲
	6-6-3-(00)-06 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)(特記事項)		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			
6-6-3-(05)-03 卒業研究に関する申合せ(保健学科・心理支援科学科)			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p.9	再掲
	6-6-4-(05)-01 履修成績に対する異議申立てについて(医学部医学科)		
	6-6-1-(05)-02 履修案内 (保健学科・心理支援科学科)		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-02 申立ての内容及びその対応		再掲
・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条~ 第13条, 第17条, 第18条	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第41条	再掲
	6-3-2-(05)-02 弘前大学医学部規程	第18条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	2-1-2-01 弘前大学学則	第41条	再掲
	6-3-2-(05)-02 弘前大学医学部規程	第18条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-4] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-1-(05)-01 医学部医学科 令和7年度履修案内		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-6-1-(05)-02 履修案内（保健学科・心理支援科学科）		再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(05)-01 医学部医学科 卒業に関する教授会等での審議状況		
	6-7-4-(05)-02 卒業判定会議資料（保健学科・心理支援科学科）		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(05)-01 弘前大学医学部医学科(新卒者)医師国家試験合格率		
	6-8-1-(05)-02 (IRデータ)03-8.資格取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-4M02-01-01.html	医学科	
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-1M04-01-01.html	医学科以外	
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-(05)-01 社会での活躍が確認できる資料(医学部医学科)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-04 医学部医学科 卒業生へのアンケート集計結果		再掲
	2-3-3-05 保健学科・心理支援科学科卒業生アンケート		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
	6-8-5-(05)-01 令和6年度 弘前大学医学部・青森県自治体病院連絡協議会の開催について		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-6-(05)-01 HMEPとは(医学部医学科)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(06)-01 医学研究科 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(06)-01 医学研究科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(06)-01 医学研究科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)		再掲
6-1-1-(06)-01 医学研究科 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(06)-01 医学研究科 授業科目単位数及び年次別配当表		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-(06)-02 弘前大学大学院医学研究科の教育方法について		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-(06)-01 2025年度シラバス(医学研究科)		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 6-3-2-(06)-02 医学研究科カリキュラムチェック結果		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第18条、第20条	再掲
	6-3-3-(06)-01 弘前大学大学院医学研究科規程	第12条、第14条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第7条	再掲
	6-3-3-(06)-01 弘前大学大学院医学研究科規程	第5条、第6条	再掲
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第12条	再掲
	6-3-3-(06)-01 弘前大学大学院医学研究科規程	第7条	再掲
	6-3-4-(06)-01 医学研究科 研究指導計画書		
	6-3-4-(06)-03 研究指導の概要（医学研究科）		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-(06)-02 医学研究科 研究倫理教育「eL CoRE（エルコア）」受講について		

	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	6-4-1-(06)-01 2025年度 授業日程(医学研究科)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	6-4-1-(06)-01 2025年度 授業日程(医学研究科)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-(06)-01 2025年度シラバス(医学研究科)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(06)-01 2025年度シラバス(医学研究科)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-(06)-01 2025年度シラバス(医学研究科)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第13条	再掲
	6-3-3-(06)-01 弘前大学大学院医学研究科規程	第8条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	6-4-9-(06)-01 大学院講義(共通科目授業)受講について(医学研究科)		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
	4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲
	・学習支援の利用実績が確認できる資料 6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲
	[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5） 6-5-5 国内学生海外派遣実績	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-02 弘前大学大学院各研究科共通規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所	p.5-6	
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-6-1-(06)-01 令和7年度 医学研究科博士課程 履修案内	p.5-6	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(06)-01 医学研究科 授業の開講状況		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー(研究科)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条~第13条, 第17条, 第18条	再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第25条	再掲	
	6-3-3-(06)-01 弘前大学大学院医学研究科規程	第22条	再掲	
	6-7-1-(06)-01 修業年限短縮の資格審査に関する申合せ(医学研究科)			
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第25条	再掲	
	6-3-3-(06)-01 弘前大学大学院医学研究科規程	第22条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	6-7-2-(00)-01 弘前大学学位規則	第5条～第15条	再掲	
	6-7-2-(06)-01 医学研究科 学位論文に関する手引き	p. 5, 規9-10, 規20		
	6-7-2-(06)-02 医学研究科 学位申請のための博士論文の要件に関する申合せ			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第25条	再掲	
	6-3-3-(06)-01 弘前大学大学院医学研究科規程	第22条	再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-6-1-(06)-01 令和7年度 医学研究科博士課程 履修案内	p. 4-5	再掲	
	6-7-2-(06)-01 医学研究科 学位論文に関する手引き	規20	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-(06)-01 医学研究科 修了に関する教授会等での審議状況			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	6-7-2-(06)-01 医学研究科 学位論文に関する手引き	p. 5, 規9-10, 規20	再掲	
	6-7-2-(06)-02 医学研究科 学位申請のための博士論文の要件に関する申合せ		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	6-7-2-(06)-01 医学研究科 学位論文に関する手引き	規9-10	再掲	
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-6M01-02-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-(06)-01 社会での活躍が確認できる資料(医学研究科)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(06)-01 医学研究科 修了生アンケート集計結果		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(07)-01 学位授与方針 (保健学研究科)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(07)-01 教育課程方針（保健学研究科博士前期課程）		
	6-2-1-(07)-02 教育課程方針（保健学研究科博士後期課程）		
	6-2-1-(07)-03 教育課程方針（保健学研究科修士課程）		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(07)-01 教育課程方針（保健学研究科博士前期課程）		再掲
	6-2-1-(07)-02 教育課程方針（保健学研究科博士後期課程）		再掲
	6-2-1-(07)-03 教育課程方針（保健学研究科修士課程）		再掲
6-1-1-(07)-01 学位授与方針（保健学研究科）		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(07)-01 シラバス（保健学研究科博士前期課程・修士課程）		
	6-3-1-(07)-02 シラバス（保健学研究科博士後期課程）		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(07)-03 カリキュラムの特色（保健：博士前期課程）		
	6-3-1-(07)-04 カリキュラムの特色（保健：博士後期課程）		
	6-3-1-(07)-05 カリキュラムの特色（保健：修士課程）		
	6-3-1-(07)-06 履修の手引き（保健学研究科博士前期課程）	p.1	
	6-3-1-(07)-07 履修の手引き（保健学研究科博士後期課程）	p.1	
	6-3-1-(07)-08 履修の手引き（保健学研究科修士課程）	p.1	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	6-3-2-(07)-01 弘前大学大学院保健学研究科規程		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-1-(07)-01 シラバス（保健学研究科博士前期課程・修士課程）		再掲
	6-3-1-(07)-02 シラバス（保健学研究科博士後期課程）		再掲
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
6-3-2-(07)-02 保健学研究科学事委員会議事要旨（R6.6.12）			
6-3-2-(07)-03 カリキュラムチェック			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第18条、第20条	再掲
	6-3-2-(07)-01 弘前大学大学院保健学研究科規程	第12条、第14条	再掲

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第7条	再掲
	6-3-2-(07)-01 弘前大学大学院保健学研究科規程	第5条、第6条	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第12条	再掲
	6-3-2-(07)-01 弘前大学大学院保健学研究科規程	第7条	再掲
	6-3-4-(07)-01 研究指導計画書（保健学研究科）		
	6-3-4-(07)-05 研究指導の概要（保健：博士前期課程）		
	6-3-4-(07)-06 研究指導の概要（保健：博士後期課程）		
	6-3-4-(07)-07 研究指導の概要（保健：修士課程）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(07)-02 研究費支援事業申し合わせ（保健学研究科）		
	6-3-4-(07)-03 研究支援事業申し合わせ（保健学研究科）		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料			
6-3-4-(07)-04 国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程			
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料			
2-5-5-10 TA一覧（保健学研究科）		再掲	
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-1-(07)-01 シラバス(保健学研究科博士前期課程・修士課程)		再掲
	6-3-1-(07)-02 シラバス(保健学研究科博士後期課程)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-1-(07)-01 シラバス(保健学研究科博士前期課程・修士課程)		再掲
	6-3-1-(07)-02 シラバス(保健学研究科博士後期課程)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-1-(07)-01 シラバス(保健学研究科博士前期課程・修士課程)		再掲
	6-3-1-(07)-02 シラバス(保健学研究科博士後期課程)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第13条	再掲
	6-3-2-(07)-01 弘前大学大学院保健学研究科規程	第8条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-3-1-(07)-06 履修の手引き(保健学研究科博士前期課程)	p.5-6	再掲
	6-3-1-(07)-07 履修の手引き(保健学研究科博士後期課程)	p.5-6	再掲

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
	4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲
	・学習支援の利用実績が確認できる資料 6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲
	[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5） 6-5-5 国内学生海外派遣実績	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-02 弘前大学大学院各研究科共通規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-3-1-(07)-06 履修の手引き (保健学研究科博士前期課程)	p. 7	再掲
	6-3-1-(07)-07 履修の手引き (保健学研究科博士後期課程)	p. 6-7	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(07)-01 【保健学研究科】成績分布		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー (研究科)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
6-6-3-(07)-02 弘前大学大学院保健学研究科保健学専攻における学位の授与に関する細則			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-3-1-(07)-06 履修の手引き (保健学研究科博士前期課程)	p. 7	再掲
	6-3-1-(07)-07 履修の手引き (保健学研究科博士後期課程)	p. 7	再掲
	6-3-1-(07)-08 履修の手引き (保健学研究科修士課程)	p. 4	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条～第13条, 第17条, 第18条	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第26条、第28条	再掲
	6-3-2-(07)-01 弘前大学大学院保健学研究科規程	第22条	再掲
	6-7-1-(07)-01 卒業（修了）認定基準（保健学研究科規程抜粋）		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第26条、第28条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-(00)-01 弘前大学学位規則	第5条～第15条	再掲
	6-6-3-(07)-02 弘前大学大学院保健学研究科保健学専攻における学位の授与に関する細則		再掲
	6-3-1-(07)-06 履修の手引き（保健学研究科博士前期課程）	p. 7	再掲
	6-3-1-(07)-07 履修の手引き（保健学研究科博士後期課程）	p. 7	再掲
	6-3-1-(07)-08 履修の手引き（保健学研究科修士課程）	p. 4-5	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第26条、第28条	再掲
	6-3-2-(07)-01 弘前大学大学院保健学研究科規程	第22条	再掲
	6-7-1-(07)-01 卒業（修了）認定基準（保健学研究科規程抜粋）		再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-(07)-06 履修の手引き（保健学研究科博士前期課程）	p. 3-4, 7	再掲
	6-3-1-(07)-07 履修の手引き（保健学研究科博士後期課程）	p. 4, 7	再掲
	6-3-1-(07)-08 履修の手引き（保健学研究科修士課程）	p. 2, 4-5	再掲

<p>【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること</p>	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(07)-01 卒業（修了）に関する教授会等での審議状況【保健学研究科博士前期課程】		
	6-7-4-(07)-02 卒業（修了）に関する教授会等での審議状況【保健学研究科博士後期課程】		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-1-(07)-06 履修の手引き（保健学研究科博士前期課程）	p. 7	再掲
	6-3-1-(07)-07 履修の手引き（保健学研究科博士後期課程）	p. 7	再掲
	6-3-1-(07)-08 履修の手引き（保健学研究科修士課程）	p. 4-5	再掲
	6-6-3-(07)-02 弘前大学大学院保健学研究科保健学専攻における学位の授与に関する細則		再掲
<p>【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-6-3-(07)-02 弘前大学大学院保健学研究科保健学専攻における学位の授与に関する細則		再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-2M11-02-01.html	博士前期課程	
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-4M11-02-01.html	博士後期課程	
・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)			
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-08 保健学研究科大学院生アンケート		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-1-B-01 被ばく医療総合研究所における優れた成果及び実績資料		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・被ばく医療総合研究所において開催している、Educational Symposium on RADIATION AND HEALTH by young scientists (ESRAH)は、環境や人体への放射線影響、医療分野における放射線利用、緊急被ばく医療などに関する幅広い分野の情報交換や討論になる場を目指している。令和6年9月の開催で通算11回目となる。R5.5.1~R6.5.1の実績として、保健学研究科学生をはじめとした国内学生27名、国外学生5名、国内研究者21名、国外研究者15名の総計68名の参加を得た。			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(08)-01 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)【理工学部】		
	6-1-1-(08)-02 学位授与方針理工3P(理工学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(08)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【理工学部】		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(08)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【理工学部】		再掲
	6-2-2-(08)-01 成績評価基準（理工学部）		
	6-1-1-(08)-01 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【理工学部】		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-1-(00)-03 教養教育科目時間割		再掲
	6-3-1-(08)-01 授業科目の開設状況（理工学部）		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p. 11～23, p. 26～28, p. 33	再掲
	6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		再掲
	6-3-1-(08)-02 教育課程編成の体系性（理工学部）		
	6-3-1-(08)-03 弘前大学理工学部 令和7年度入学者用 専門科目履修案内（抜粋）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	6-3-2-(08)-01 弘前大学理工学部規程	第8条	
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(08)-02 理工学部シラバス		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		再掲
6-3-2-(00)-01 教養教育カリキュラムチェックの結果（特記事項）		再掲	
6-3-2-(08)-03 令和7年度カリキュラムチェック・シラバスチェックへの対応について			
6-3-2-(08)-04 カリキュラムチェックの結果（理工学部）			

<p>【分析項目6-3-3】 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第17条～第19条	再掲
	6-3-3-(00)-01 弘前大学教養教育科目における「弘前学院大学との単位互換」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-02 弘前大学教養教育科目における「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-03 弘前大学教養教育科目における「放送大学との単位互換」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-2-(08)-01 弘前大学理工学部規程	第10条～第12条	再掲
<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(08)-02 理工学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(08)-02 理工学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(08)-02 理工学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
	4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲
	・学習支援の利用実績が確認できる資料 6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲
	[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5） 6-5-5 国内学生海外派遣実績	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-01 弘前大学各学部共通規程		再掲
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	6-2-2-(08)-01 成績評価基準(理工学部)		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-6-2-(08)-01 弘前大学理工学部令和7年度入学用専門科目履修案内		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 弘前大学教養教育履修規程		再掲
	6-6-3-(00)-02 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)		再掲
	6-6-3-(08)-01 成績評価を含めた授業の開講状況(理工学部)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-01 弘前大学アセスメント・ポリシー(学部)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度アセスメント報告書		再掲
	6-6-3-(00)-06 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)(特記事項)		再掲
	6-6-3-(08)-02 令和6年度点検評価委員会第1回 議事要旨(理工学部)		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	6-6-3-(08)-03 2024年度までの累積GPA(理工学部)		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p.9	再掲
	6-6-2-(08)-01 弘前大学理工学部令和7年度入学者用専門科目履修案内		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-02 申立ての内容及びその対応		再掲
	6-6-4-(08)-01 申立ての件数等 (理工学部)		
・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条～ 第13条, 第17条, 第18条		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	2-1-2-01 弘前大学学則	第41条	再掲	
	6-3-2-(08)-01 弘前大学理工学部規程	第18条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	2-1-2-01 弘前大学学則	第41条	再掲	
【分析項目6-7-2】 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	6-3-2-(08)-01 弘前大学理工学部規程	第18条	再掲	
【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-6-2-(08)-01 弘前大学理工学部令和7年度入学者用専門科目履修案内		再掲	
【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-(08)-01 250304臨時理工学部教授会 議事要旨			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(08)-01 教員免許状取得者数		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(08)-02 学部学生の受賞状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-1X07-01-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-(08)-02 卒業生の社会での活躍等が確認できる資料(理工学部同樹会報)	p.1-2	
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-(08)-01 令和6年度卒業生アンケート(理工学部)		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(09)-01 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【理工学研究科（博士前期）】		
	6-1-1-(09)-02 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【理工学研究科（博士後期）】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(09)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【理工学研究科（博士前期）】		
	6-2-1-(09)-02 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【理工学研究科（博士後期）】		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(09)-01 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【理工学研究科（博士前期）】		再掲
	6-2-1-(09)-02 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【理工学研究科（博士後期）】		再掲
	6-2-2-(09)-01 理工学研究科（M、D）成績評価基準		
	6-1-1-(09)-01 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【理工学研究科（博士前期）】		再掲
	6-1-1-(09)-02 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【理工学研究科（博士後期）】		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(09)-01 授業科目の開設状況（理工学研究科）		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-(09)-02 教育課程編成の体系的（理工学研究科）		
	6-3-1-(09)-03 令和7年度 理工学研究科履修案内学位申請の手引（抜粋）		
	6-3-1-(09)-04 カリキュラムマップ（博士前期課程）		
	6-3-1-(09)-05 カリキュラムマップ（博士後期課程）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-(09)-01 シラバス（博士前期）		
	6-3-2-(09)-02 シラバス（博士後期）		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 6-3-2-(09)-03 カリキュラムチェックの結果（理工学研究科）		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第18条、第20条	再掲
	6-3-3-(09)-01 弘前大学大学院理工学研究科規程	第10条、第12条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第7条	再掲
	6-3-3-(09)-01 弘前大学大学院理工学研究科規程	第3条の2、第4条	再掲
	6-3-4-(09)-01 弘前大学大学院理工学研究科博士前期課程研究指導に関する細則		
	6-3-4-(09)-02 弘前大学大学院理工学研究科博士後期課程研究指導に関する細則		
	6-3-4-(09)-03 研究指導体制		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第12条	再掲
	6-3-3-(09)-01 弘前大学大学院理工学研究科規程	第5条	再掲
	6-3-4-(09)-04 研究指導計画書等		
	6-3-1-(09)-03 令和7年度 理工学研究科履修案内学位申請の手引（抜粋）		再掲

	6-3-4-(09)-07 研究指導の概要 (理工：博士前期課程)		
	6-3-4-(09)-08 研究指導の概要 (理工：博士後期課程)		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(09)-05 弘前大学工学部後援会令和6年度大学院生研究発表補助金応募要領		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-(09)-06 研究倫理指導		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-12 ティーチング・アシスタント一覧 (理工学部)		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-2-(09)-01 シラバス(博士前期)		再掲
	6-3-2-(09)-02 シラバス(博士後期)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(09)-01 シラバス(博士前期)		再掲
	6-3-2-(09)-02 シラバス(博士後期)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-2-(09)-01 シラバス(博士前期)		再掲
	6-3-2-(09)-02 シラバス(博士後期)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
	4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
地域戦略研究所において、本学大学院博士後期課程学生で海外留学する学生に向けて、円安、物価高騰による経済的困窮に対する臨時的な経済支援を目的とした「大学院学生海外留学支援事業」を令和5年度に立ち上げており、これを利用して令和5年度から6年度にかかる1年間、理工学研究科の学生1名がデンマークに留学した。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-02 弘前大学大学院各研究科共通規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-6-2-(09)-01 理工学研究科 履修案内・学位申請の手引き	p. 5	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(09)-01 成績評価を含めた授業の開講状況(理工学研究科)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー(研究科)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条~ 第13条, 第17条, 第18条	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第26条、第28条	再掲	
	6-3-3-(09)-01 弘前大学大学院理工学研究科規程	第21条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第26条、第28条	再掲	
	6-3-3-(09)-01 弘前大学大学院理工学研究科規程	第21条	再掲	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	6-7-2-(00)-01 弘前大学学位規則	第5条～第15条	再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	6-7-2-(09)-01 理工学研究科博士前期課程学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領			
	6-7-2-(09)-02 弘前大学学位規則理工学研究科博士後期課程学位論文審査等に関する細則			
	6-7-2-(09)-03 理工学研究科博士後期課程学位論文に関する申合せ			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第26条、第28条	再掲	
	6-3-3-(09)-01 弘前大学大学院理工学研究科規程	第21条	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-6-2-(09)-01 理工学研究科 履修案内・学位申請の手引き	p. 6	再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-(09)-01 250304臨時理工学研究科 博士前期課程委員会 議事要旨			
	6-7-4-(09)-02 250304臨時理工学研究科 博士後期課程委員会 議事要旨			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉			
	・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	6-7-2-(09)-01 理工学研究科博士前期課程学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領			再掲
	6-7-2-(09)-02 弘前大学学位規則理工学研究科博士後期課程学位論文審査等に関する細則			再掲
	6-7-2-(09)-03 理工学研究科博士後期課程学位論文に関する申合せ			再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉			
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	6-7-2-(09)-01 理工学研究科博士前期課程学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領			再掲
	6-7-2-(09)-02 弘前大学学位規則理工学研究科博士後期課程学位論文審査等に関する細則			再掲
	6-7-2-(09)-03 理工学研究科博士後期課程学位論文に関する申合せ			再掲
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(08)-01 教員免許状取得者数		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(09)-01 大学院学生の受賞状況		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当URL）		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-2G31-02-01.html	博士前期課程	
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-4G31-02-01.html	博士後期課程	
・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）			
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(09)-01 令和6年度修了生アンケート（理工学研究科）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(10)-01 農学生命科学部卒業認定・学位授与の方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(10)-01 農学生命科学部教育課程編成・実施の方針		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(10)-01 農学生命科学部教育課程編成・実施の方針		再掲
6-1-1-(10)-01 農学生命科学部卒業認定・学位授与の方針		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-1-(00)-03 教養教育科目時間割		再掲
	6-3-1-(10)-01 農学生命科学部規程別表		
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p. 11～23, p. 26～28, p. 33	再掲
	6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(10)-02 農学生命科学部履修モデル		
	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-(10)-01 JABEE認定結果報告書		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	6-3-2-(10)-02 農学生命科学部シラバス		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(10)-02 農学生命科学部シラバス		再掲
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
6-3-1-(00)-04 教養教育科目カリキュラムチェック結果		再掲	
6-3-2-(00)-01 教養教育カリキュラムチェックの結果（特記事項）		再掲	
6-3-2-(10)-03 農学生命科学部・農学生命科学研究科教育改善に向けたアンケート調査報告書			
6-3-2-(10)-04 カリキュラムチェックの結果（農学生命科学部）			

<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第17条～第19条	再掲
	6-3-3-(00)-01 弘前大学教養教育科目における「弘前学院大学との単位互換」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-02 弘前大学教養教育科目における「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-03 弘前大学教養教育科目における「放送大学との単位互換」の単位認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(10)-01 農学生命科学部規程	第10条～第12条	
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	6-3-3-(10)-02 農学生命科学部3年次編入学者の既修得単位の認定等に関する申合せ		
	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(10)-02 農学生命科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(10)-02 農学生命科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-3-2-(10)-02 農学生命科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-(10)-01 インターンシップ実施状況		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲	
4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-01 弘前大学各学部共通規程		再掲
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	6-6-1-(10)-01 農学生命科学部専門教育科目の成績評価について		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル		再掲
	6-3-1-(00)-02 教養教育科目シラバス		再掲
	6-6-1-(10)-01 農学生命科学部専門教育科目の成績評価について		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 弘前大学教養教育履修規程		再掲
	6-6-3-(00)-02 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)		再掲
	6-6-3-(10)-01 成績評価を含めた授業の開講状況(学部)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-01 弘前大学アセスメント・ポリシー(学部)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		再掲
	6-6-3-(00)-06 成績評価を含めた授業の開講状況(教養教育)(特記事項)		再掲
	6-6-3-(10)-01 成績評価を含めた授業の開講状況(学部)		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-3-1-(00)-01 2025年度教養教育科目履修マニュアル	p.9	再掲
	6-6-4-(10)-01 成績の評価に対する問い合わせについて(学部)		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-02 申立ての内容及びその対応		再掲
	6-6-4-(10)-02 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条~ 第13条, 第17条, 第18条	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 弘前大学学則	第41条	再掲
	6-3-3-(10)-01 農学生命科学部規程	第17条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	2-1-2-01 弘前大学学則	第41条	再掲
	6-3-3-(10)-01 農学生命科学部規程	第17条	再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-(10)-01 ガイダンス日程・農学生命科学部履修案内	P20～P28	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(10)-01 農学生命科学部教授会議事要旨		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(10)-01 資格取得状況(教員免許等)		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(10)-02 農学生命科学部学生、農学生命科学研究科修了生の受賞状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-1K24-01-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-(10)-01 農学生命科学部卒業生の活躍		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-3-2-(10)-03 農学生命科学部・農学生命科学研究科教育改善に向けたアンケート調査報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-6-(10)-01 海外研修入門の取組		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(11)-01 農学生命科学研究科修了認定・学位授与の方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(11)-01 農学生命科学研究科教育課程編成・実施の方針		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(11)-01 農学生命科学研究科教育課程編成・実施の方針		再掲
	6-1-1-(11)-01 農学生命科学研究科修了認定・学位授与の方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(11)-01 農学生命科学研究科履修細則別表		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-(11)-02 農学生命科学研究科カリキュラムの特色		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第14条	再掲
	6-3-2-(11)-01 農学生命科学研究科シラバス		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-(11)-01 農学生命科学研究科シラバス		再掲
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 6-3-2-(10)-03 農学生命科学部・農学生命科学研究科教育改善に向けたアンケート調査報告書		再掲
	6-3-2-(11)-02 カリキュラムチェックの結果（農学生命科学研究科）		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第18条、第20条	再掲
	6-3-3-(11)-01 農学生命科学研究科規程	第10条、第11条	

弘前大学 領域6 (11農学生命科学研究科)

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第7条	再掲
	6-3-3-(11)-01 農学生命科学研究科規程	第3条、第4条	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第12条	再掲
	6-3-3-(11)-01 農学生命科学研究科規程	第5条	再掲
	6-3-4-(11)-01 研究指導計画書・研究実施経過報告書について		
	6-3-4-(11)-04 農学生命科学研究科研究計画書・研究実施経過報告書実施要項		
	6-3-4-(11)-05 研究指導の概要（農学生命科学研究科）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(11)-02 農学生命科学研究科履修細則別表（学会等発表）		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-(11)-03 研究倫理教育e-ラーニングプログラム「eL CoRE」の受講について			
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料			
2-5-5-15 弘前大学農学生命科学部ティーチング・アシスタントに関する申合せ【R6.4.1】		再掲	
2-5-5-16 TA採用計画（農学生命科学部）		再掲	
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-2-(11)-01 農学生命科学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(11)-01 農学生命科学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-2-(11)-01 農学生命科学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
	4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	第20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-02 弘前大学大学院各研究科共通規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
	6-6-1-(11)-01 農学生命科学研究科の成績評価について		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(11)-01 成績評価を含めた授業の開講状況(研究科)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー(研究科)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		再掲
	6-6-3-(11)-01 成績評価を含めた授業の開講状況(研究科)		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-6-4-(11)-01 成績の評価に対する問い合わせについて (研究科)		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(11)-02 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等		
・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条～第13条, 第17条, 第18条		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第28条	再掲
	6-3-3-(11)-01 農学生命科学研究科規程	第20条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第28条	再掲
	6-3-3-(11)-01 農学生命科学研究科規程	第20条	再掲
	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-(00)-01 弘前大学学位規則	第5条～第15条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	6-7-2-(11)-01 農学生命科学研究科学位論文評価基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	第28条	再掲
	6-3-3-(11)-01 農学生命科学研究科規程	第20条	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-(11)-01 新入生配布資料・農学生命科学研究科履修案内	P16, P23	
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(11)-01 農学生命科学研究科委員会議事要旨		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-(11)-01 農学生命科学研究科学位論文評価基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
【特記事項】	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-(11)-01 農学生命科学研究科学位論文評価基準		再掲
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(11)-01 資格取得状況(教員免許)		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(10)-02 農学生命科学部学生、農学生命科学研究科修了生の受賞状況		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-1K15-02-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-(11)-01 農学生命科学研究科修了生の活躍		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-3-2-(10)-03 農学生命科学部・農学生命科学研究科教育改善に向けたアンケート調査報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(12)-01 学位授与の方針(地域社会研究科)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(12)-01 教育課程方針 (地域社会研究科)		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(12)-01 教育課程方針 (地域社会研究科)		再掲
	6-1-1-(12)-01 学位授与の方針 (地域社会研究科)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科規程	別表(第6条、第7条関係)	
	6-3-1-(12)-02 履修科目届		
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(12)-03 履修案内	p. 4、p. 5	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	14条	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(12)-01 シラバス（地域社会研究科）		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-2-(12)-02 カリキュラムチェックの結果（地域社会研究科）		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	18条、20条	再掲
	6-3-1-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科規程	10条、11条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	7条	再掲
	6-3-1-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科規程	3条	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	12条	再掲
	6-3-1-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科規程	4条	再掲
	6-3-1-(12)-03 履修案内	p. 5	再掲
	6-3-4-(12)-05 研究計画・研究指導計画書		
	6-3-4-(12)-06 研究指導の概要（地域社会研究科）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
6-3-4-(12)-01 大学院生の研究支援に関する覚書			

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(12)-02 令和6年度地域社会研究助成募集要項		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-(12)-03 学位申請の手引き	p.3~4	
	6-3-4-(12)-04 研究倫理教育の受講について		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-2-(12)-01 シラバス(地域社会研究科)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(12)-01 シラバス(地域社会研究科)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-2-(12)-01 シラバス(地域社会研究科)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	13条	再掲
	6-3-1-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科規程	5条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-3-1-(12)-03 履修案内	p. 4	再掲
	6-4-9-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科案内	p. 15	

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP（サポート体制・チューター制度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-(00)-02 弘前大学大学院各研究科共通規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価)		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(12)-01 成績評価を含めた授業の開講状況		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー (研究科)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		再掲
	2-2-4-26 地域社会研究科アセスメント・ポリシー		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-3-1-(12)-03 履修案内	p. 5	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(12)-01 令和6年5月29日及び令和6年10月23日開催教授会議事要旨		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条~ 第13条, 第17条, 第18条	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	27条	再掲
	6-3-1-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科規程	18条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	27条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-(00)-01 弘前大学学位規則	5～15条	再掲
	6-7-2-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則		
	6-7-2-(12)-02 弘前大学大学院地域社会研究科における学位論文審査方法等に関する申合せ		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	27条	再掲
	6-3-1-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科規程	18条	再掲
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-(12)-03 履修案内	p. 5	再掲
	6-3-4-(12)-03 学位申請の手引き	p. 62-63	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	6-7-4-(12)-01 令和7年2月27日開催教授会議事要旨		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則		再掲
	6-7-2-(12)-02 弘前大学大学院地域社会研究科における学位論文審査方法等に関する申合せ		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
6-7-2-(12)-01 弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則		再掲	
・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 https://ttag.hirosaki-u.ac.jp/?page_id=5071		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-4X60-02-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) https://ttag.hirosaki-u.ac.jp/?page_id=5071		再掲
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-2-4-27 令和6年度3月期大学院地域社会研究科修士生アンケート集計結果		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-(13)-01 学位授与の方針 (地域共創科学研究科)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-(13)-01 教育課程方針（地域共創科学研究科）		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
	6-1-1-(00)-01 ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-(13)-01 教育課程方針（地域共創科学研究科）		再掲
	6-1-1-(13)-01 学位授与の方針（地域共創科学研究科）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科規程	別表(第7条、第8条関係)	
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(13)-02 地域共創科学研究科カリキュラムマップ		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	14条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(13)-01 シラバス（地域共創科学研究科）		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-2-(13)-02 カリキュラムチェックの結果（地域共創科学研究科）		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	18条、20条	再掲
	6-3-1-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科規程	11条、12条	再掲

弘前大学 領域6 (13地域共創科学研究科)

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	7条	再掲
	6-3-1-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科規程	4条	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	12条	再掲
	6-3-1-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科規程	5条	再掲
	6-3-4-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科における研究指導に関する申合せ		
	6-3-4-(13)-02 履修案内	p.7	
	6-3-4-(13)-06 研究（指導）計画書		
	6-3-4-(13)-07 研究指導の概要（地域共創科学研究科）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(13)-03 大学院生の研究発表支援に関する覚書		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(13)-04 令和7年度地域共創科学研究科共創研究助成実施要項		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料			
6-3-4-(13)-02 履修案内	p.8	再掲	
6-3-4-(13)-05 研究倫理教育の受講について			
・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料			
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 令和7年度授業日程		再掲
	・シラバス 6-3-2-(13)-01 シラバス(地域共創科学研究科)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(13)-01 シラバス(地域共創科学研究科)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-2-(13)-01 シラバス(地域共創科学研究科)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 国際連携本部HP (サポート体制・チューター制度)		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 令和7年度弘前大学短期留学プログラム 前期授業時間割表		再掲
	6-5-4-(00)-03 弘前大学短期留学プログラム-授業科目シラバス2025		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生特別支援室リーフレット		再掲
	4-2-1-09 令和6年度「学生特別支援室コーディネーター」相談数等報告書		再掲
4-2-1-10 令和6年度合理的・教育的配慮事例		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-04 学習支援の利用実績		再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
	6-5-5 国内学生海外派遣実績		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-02 弘前大学大学院学則	60条	再掲
	2-1-2-01 弘前大学学則	20条	再掲
	6-2-1-(00)-02 成績評価ガイドライン		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-6-1-(00)-02 弘前大学大学院各研究科共通規程		再掲
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 教育情報Webページ(成績評価) 6-3-4-(13)-02 履修案内	p.7、p.8	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(13)-01 成績評価を含めた授業の開講状況		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	2-2-4-02 弘前大学アセスメント・ポリシー (研究科)		再掲
	6-6-3-(00)-03 アセスメント・ポリシーの運用に関する要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 教育推進機構会議(第90回・紙上)議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-05 令和6年度 アセスメント報告書		再掲
	2-2-4-28 地域共創科学研究科アセスメント・ポリシー		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-1-(00)-03 弘前大学GPAに関する要項		再掲
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関わるガイドライン		再掲
	6-3-4-(13)-02 履修案内	p.8	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(13)-01 令和6年5月22日及び令和6年10月16日開催教授会議事要旨		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-03 国立大学法人弘前大学法人文書管理規程	※第9条, 第11条~第13条, 第17条, 第18条	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	28条	再掲
	6-3-1-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科規程	19条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	28条	再掲
	6-3-1-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科規程	19条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-(00)-01 弘前大学学位規則	5~15条	再掲
	6-7-2-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科学学位細則		
	6-7-2-(13)-02 弘前大学大学院地域共創科学研究科〔修士課程〕学位論文審査基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 2-1-2-02 弘前大学大学院学則	28条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	6-3-1-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科規程	19条	再掲
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-3-4-(13)-02 履修案内	p. 8, p. 29	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-(13)-01 令和7年2月28日開催教授会議事要旨		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 6-7-2-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科学学位細則		再掲
	6-7-2-(13)-02 弘前大学大学院地域共創科学研究科〔修士課程〕学位論文審査基準		再掲
	6-3-4-(13)-02 履修案内	p. 21~29	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 6-7-2-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科学学位細則		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(13)-01 地域共創科学研究科Webページ(各専攻詳細)		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(13)-02 地域共創科学研究科Webページ新着情報(抜粋)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0124/0124-1Z68-02-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-(13)-01 弘前大学大学院地域共創科学研究科案内	p.16	
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-2-4-31 令和6年度3月期地域共創科学研究科修了生アンケート集計結果		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-10 R6年度「卒業生・企業等アンケート調査」集計結果等		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			